



SAKUCITY



第四次



佐久市地域福祉計画

佐久市地域福祉活動計画

(佐久市再犯防止推進計画)



佐久市

佐久市社会福祉協議会

## 第四次

# 佐久市地域福祉計画・ 佐久市地域福祉活動計画 (佐久市再犯防止推進計画)

令和5年3月

佐久市

佐久市社会福祉協議会

# はじめに

佐久市長 柳田 清二



本市では、平成30年に策定した「第三次佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画」に基づき、「豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり」という基本理念の具現化を目指して、様々な取組を進めてきました。

しかし、地域社会を取り巻く情勢の目まぐるしい変化によって、個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化が一層進行する昨今、改めて「豊かな暮らしを育む」ためには、新たな課題に対応すべく変化を遂げていく必要があります。

このような状況を受け、この度、地域福祉計画を改定し、「第四次佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では、支援が必要な人への福祉の充実に努めていくことはもとより、高齢者や障がいのある方、子どもや子育て世帯、生活にお困りの方など、分野別に提供されている福祉サービスの垣根を越えて、市の関係部署や地域の関係機関が連携し、包括的に支援を行う体制の将来像を示しています。更には、これまで総合的な支援体系が未構築であった再犯防止に係る取組についても、「佐久市再犯防止推進計画」として策定し、本計画に包含しています。

本計画の推進により、本市の将来都市像としている「快適健康都市 佐久」の根幹・土台となる、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり熱心に審議をいただきました佐久市保健福祉審議会の委員の皆様、佐久市再犯防止推進計画策定員会の委員の皆様をはじめ、本市の福祉施策に携わる様々な福祉関係者の皆様、アンケートやパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました地域の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も引き続き本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

# 地域福祉活動計画の策定にあたって

佐久市社会福祉協議会 会長 小林 光男



人類はこれまでも幾度となく未知なる新たな脅威にさらされてきました。しかし、人々は決して諦めることなく、その都度英知を集め脅威に立ち向かい歩みを続けてきました。

そして、現在も新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活は大きく変わりました。人との接触の機会を減らすためにステイホームが求められ、人と人の距離を保つためのソーシャルディスタンスなどが勧められてきました。また、リモートワークやオンライン学習などで自宅にいる時間も増えることとなりました。

人と人、人と地域、人と社会、これらのつながりを保つことが難しい状況にあります。

地域社会、社会全体を取巻く情勢が大きく変貌しており、皆が求める安心、安全、安寧をいかに実現していくか、その対応が求められています。

佐久市社会福祉協議会では、平成30年度に「第3次佐久市地域福祉活動計画」を市とともに策定し、地域の課題解決のため取り組んできました。しかし、大きく変貌する地域社会の中において新たな課題も顕在化している状況にあります。これに対応するため、この度「第4次佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画」を策定しました。

策定に当たりましては、第3次計画策定評価部会での協議をもとに、これまでの計画をブラッシュアップするとともに、複雑化、複合化する課題に幅広く対応することができるように、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」の体制から分野横断的に連携し、複雑化した課題を丸ごと支援する包括的な体制づくりのため、「重層的支援体制の構築」を推進することとしています。

そして、この体制構築に向け本会がその中心として、関係する諸団体や地域の方々との協働により進めていきたいと考えています。

佐久市社会福祉協議会の基本理念「人と人がつながり支えあう地域づくり」を目指し、地域福祉推進の中核的な組織として「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を今後とも一層推進してまいりますので、行政並びに関係者及び関係団体の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました佐久市保健福祉審議会の委員の皆様をはじめ、ご提言等をいただきました皆様に感謝を申し上げます。

令和5年3月



# 目 次

---

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 地域福祉の概念 ..... 1
- 3 計画の位置付け ..... 1

## 第2章 計画策定の背景

- 1 国の地域福祉政策の動向 ..... 5
- 2 地域社会の変化 ..... 5
- 3 新たな社会的課題 ..... 6

## 第3章 地域福祉の取組の現状と課題

- 1 現状と課題の整理 ..... 7
- 2 今後の課題への対応 ..... 10

## 第4章 計画の基本理念と目標

- 1 基本理念 ..... 11
- 2 基本目標 ..... 12
- 3 地域福祉推進の視点 ..... 13
- 4 計画の体系 ..... 14

## 第5章 地域福祉推進のための取組

- 基本目標1 共に支え合う人づくり ..... 16
  - ・基本方針1 地域を支える人・組織づくり ..... 16
  - ・基本方針2 福祉の心の育成 ..... 22

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり	26
・基本方針 1 子育てを支える地域の体制づくり	26
・基本方針 2 人にやさしいまちづくり	30
・基本方針 3 包括的支援体制づくり	35
・基本方針 4 再犯防止の推進	42
基本目標 3 生涯にわたる心とからだの健康づくり	43
・基本方針 1 地域における健康づくりの推進	43
・基本方針 2 地域における生涯学習の推進	49
・基本方針 3 生きがいづくりの推進	53

第 6 章 計画の進行管理と評価体制	56
--------------------	----

## 資料編

1 第三次佐久市地域福祉活動計画の数値目標の状況	58
2 統計データ	59
3 計画策定の経過	63

## 【別冊】佐久市再犯防止推進計画

1 計画の概要	70
2 再犯防止を取り巻く状況	71
3 計画の基本目標・基本方針	74
4 施策の方向	75
5 計画の推進体制	81
■ 資料編	82

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、それまで分野ごとの個別計画により進めてきた福祉施策に関し、複雑化・多様化する社会環境の変化に横断的に対応すべく、「地域」という横軸的な視点から捉え、支援を必要とする方の生活を総合的に支えることを目指して、平成20年に「佐久市地域福祉計画」を策定し、計画に沿った各種取組を推進してきました。

その後、平成25年には、第一次の計画の取組成果や新たな課題を踏まえて「第二次佐久市地域福祉計画」を、平成30年には、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画してつながる地域社会の実現を目指す方向性を掲げた「第三次佐久市地域福祉計画」を策定し、佐久市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の「佐久市地域福祉活動計画」と一体的に展開しながら、継続的に地域福祉の推進を図ってきたところです。

令和4年度に第三次計画の計画期間が終了する今、改めて社会情勢の変化や地域福祉の現状を見つめ直し、行政はもとより、市社協をはじめとする地域福祉に関する支援団体、地域、そして市民一人ひとりが主体的な行動をとり、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指すため、本計画を策定します。

## 2 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの対象者ごとの福祉サービスが行政や福祉事業者等から提供されるという従来型の福祉だけではなく、サービスの「受け手」や「支え手」、市民や公私の社会福祉関係者などという枠組を超えて、一体的に地域社会の福祉課題の解決に共に取り組む考え方を指します。

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域に関わる全ての主体がそれぞれの役割を明確にしながらかつ協力して、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の取組が重要となっています。

## 3 計画の位置付け

### (1) 計画の法的位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を計画内に包含し、一体的な計画として策定します。

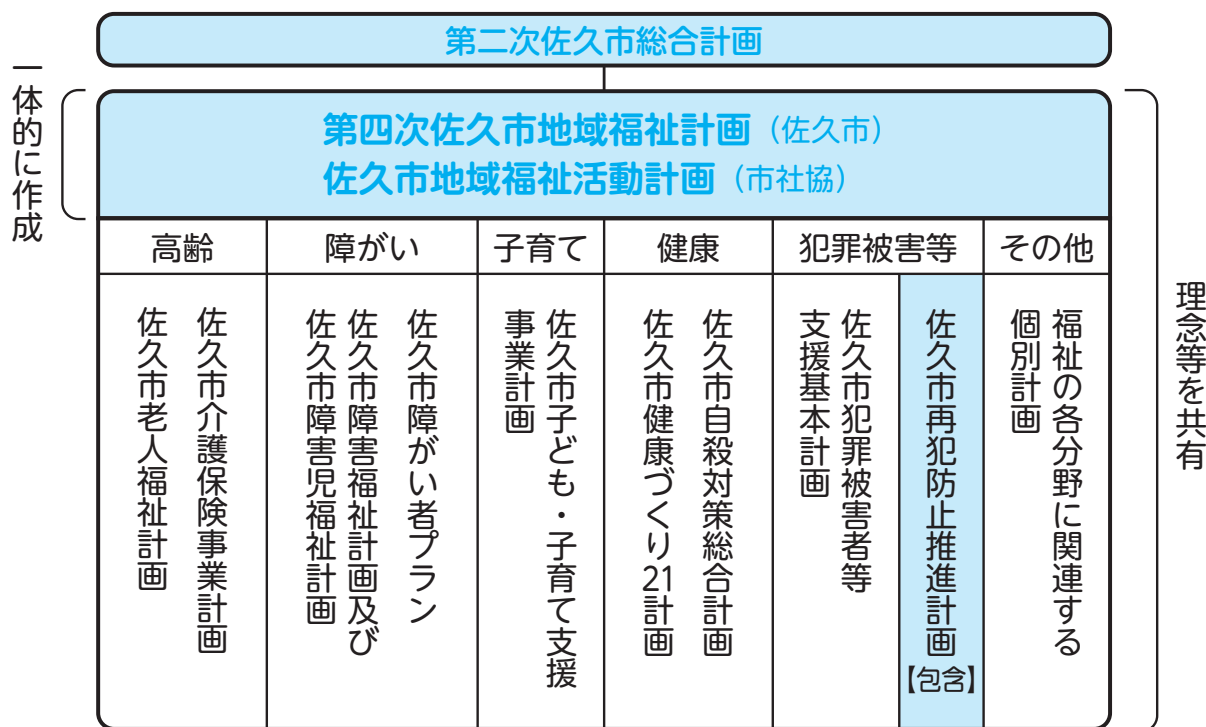


## (2) 計画の性格

本計画は、高齢、障がい、子育て、生活困窮などといった分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸の視点から捉えるとともに、それら個別分野に共通する理念や考え方を明らかにしながら、個別分野・テーマを超えた共通の施策、取組を提示し、それらを横断的かつ総合的に推進する役割を持つものです。

本計画は、国、県、関係機関等の計画や方針、本市の上位計画や関連部門の計画等と整合性を図りつつ、本市の福祉の総合的な推進を図る上での福祉部門の上位計画として位置付けます。

また、「佐久市地域福祉活動計画」は、本計画に掲げる理念や目標を具現化するため、市社協の呼びかけにより、地域において住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める民間の活動・行動計画です。両計画の整合性を図り、実効性を確保する観点から、第三次計画から、本計画と計画策定プロセスを共有し、一体的に策定しています。



## (3) 計画の名称

本計画の名称は、「第四次佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画」とします。

## (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況の評価結果や、社会情勢の変化、地域福祉政策の動向などを踏まえ、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

## (5) 地域福祉の主な担い手

### ア 社会福祉協議会

市社協は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした法人です。

#### 【社会福祉協議会の主な事業（市社協定款から抜粋）】

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画、実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施

### イ 民生児童委員（福祉委員）

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努めています。また、福祉委員は、本市の福祉行政及び市社協並びに関係行政機関の事業に協力し、社会奉仕の精神を持って地域住民の福祉の増進に努めています。本市では、民生児童委員として委嘱を受けた人に福祉委員を委嘱しています。

#### 【民生児童委員の役割（民生委員法第14条「民生委員の職務」から）】

- ・ 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ・ 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ・ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ・ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ・ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

### ウ その他機関・団体等

「地域包括支援センター」、「佐久広域連合障害者相談支援センター」、「佐久児童相談所」、「生活就労支援センター まいさぽ佐久市」、「さく成年後見支援センター」などの公的機関や、福祉関連の公共的団体、事業所、NPO法人なども、地域福祉の重要な役割を担っています。

## エ ボランティア

実際にボランティアとして登録・活動している人や、災害時などにおいて自らの意思で活動に参加する人などはもちろんのこと、日頃の些細な助け合いや思いやりの心から生まれた行動など、市民の誰もが「支え手」になります。

### (6) 計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、地球上の誰一人取り残さない社会の実現に向け、国際社会全体が、経済・社会・環境の課題を総合的に解決することを目指しています。

本市では、最上位計画に当たる「第二次佐久市総合計画」において、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す方向性と市の取組とは、スケールの違いはあっても方向性は同様であるとし、総合計画を構成する各分野における施策を実行することで、SDGsの目標達成に貢献することとしています。

地域福祉の分野においては、本計画に掲げる取組を進めることで、「ゴール3 (健康と福祉)」、「ゴール10 (不平等是正)」、「ゴール17 (協働)」の目標達成に寄与するとともに、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。



## 第2章 計画策定の背景

### 1 国の地域福祉政策の動向

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に名称変更されるとともに改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置付けられました。この改正により、従来の行政と社会福祉法人による限られた福祉事業ではなく、地域住民を含めた多様な主体が参画して地域課題の解決に当たる地域福祉の必要性が明確化されました。

近年は、平成27年の厚生労働省のプロジェクトチームによる「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、生きがい豊かな地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や制度化が進められています。

こういった流れの中、平成29年の社会福祉法の改正では、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和2年の改正では、個人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行っていくため、「断らない相談支援」、「社会とのつながりや参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

### 2 地域社会の変化

近年、少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯や共働き世帯の増加などにより、介護や見守り、子育て支援の充実がこれまで以上に必要となっています。

一方で、かつては家庭や地域で対応してきた役割が、核家族化、ひとり親世帯の増加、住民同士の結びつきの希薄化などに伴い、今では果たすことが困難となりつつあります。

更には、8050問題<sup>※</sup>、ダブルケア<sup>※</sup>、ヤングケアラー<sup>※</sup>など、本人や家庭の複数の課題が重なり、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では対応が難しいケースも顕在化してきています。

---

※8050問題：80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題

※ダブルケア：育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと（晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことが多い）

※ヤングケアラー：一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

### 3 新たな社会的課題

令和元年10月に発生し、本州を縦断した令和元年東日本台風は、本市の各種都市基盤や経済活動へ甚大な被害をもたらしました。これまでに経験のない規模の被災により、住民の避難行動や避難生活などの場面において、「公助」に増して、地域や身近にいる人で助け合う「共助」の重要性が再確認されることにもなりました。改めて、命や生活を守るために、配慮を要する方への地域協働による避難行動支援の仕組みづくりが求められています。

また、令和2年に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全国に拡大し、多くの人の命と暮らしを脅威にさらすのみならず、日々の暮らしや従来の価値観を一変させました。地域福祉においても、人と人の対面による従来型の様々なサービスや活動に制限がかかったり、対面機会の減少や各種活動の自粛により人とのつながりが希薄化したりなど、大きな課題となっています。

更には、都市化に伴い犯罪が多様化・巧妙化するなど、防犯や犯罪被害者への支援に対するニーズが高まっています。犯罪の起こりづらい、安心・安全な地域社会の形成が、これまで以上に求められています。

このような時代の変遷期において注目を集めているのがデジタル化による社会の仕組みの再構築です。国を挙げてDX（デジタル・トランスフォーメーション）\*の取組が進められる中、地域福祉分野を含めたあらゆる分野においてデジタル技術を活用することで、新たな日常への対応や飛躍的な利便性の向上が期待されています。



※DX（デジタル・トランスフォーメーション）：情報技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

## 1 現状と課題の整理

計画の策定に向け、地域福祉の現状と課題を整理する必要があることから、次のとおり様々な角度から検討を行いました。

### (1) 第三次計画の検証（進捗状況）

第三次計画について、庁内検討会議及び佐久市保健福祉審議会において検証を行いました。基本目標ごとに設定した数値目標の進捗状況を見ると、「共に支え合う人づくり」については3つの目標全てで、「安心して暮らせる地域づくり」については4つの目標のうち3つで、「生涯にわたる心と体の健康づくり」については3つの目標のうち2つで、目標値への到達が難しそうな状況です。

中には、令和元年東日本台風災害や、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや講座などが開催できず、実績値に影響を及ぼしたものも多分に含まれますが、依然として目標の達成には道半ばであり、更なる取組の強化が必要と考えられます。

これに加えて、「施策の方向」としてそれぞれ計画に示した方向性に対し、各取組が果たした効果の現状と課題を整理したところ、方向性の達成のためには、新型コロナウイルス感染症によりもたらされた新しい日常に併せて手法を見直しながらも、改めて方向性に沿った取組を継続又は追加していくことが望ましいと検証されました。

### (2) 統計データ

本市では、人口減少・少子高齢化が進行しています。これに伴い、福祉ニーズが拡大する一方で、担い手不足が懸念されています。これまで以上に、市民一人ひとりが支え手として活躍できる地域づくりが求められます。

また、単身高齢世帯や高齢者のみ世帯、核家族世帯やひとり親世帯が増加しています。世帯構造の変化とともに、世帯や個人が抱える課題も複雑化・複合化しており、既存の枠組を超えた多分野の連携がより重要となってきています。

更には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮する方が増え、市や市社協への相談や生活支援の件数が増加していることから、社会的孤立につながらないための支援を継続していく必要があります。

（詳細なデータは、「資料編」（P59～62）に掲載）

### (3) アンケート結果

本計画策定のため、本市に住所を有する18歳以上の方1,000人を対象に市民アンケート調査を行ったところ、437人の方から回答を得ました。

この中で、「現在住んでいる地域は住みやすいところだと感じるか」の問いに対し、「とても住みやすい」、「どちらかと言えば住みやすい」と答えた方は77.8%と、前回調査比で2.4ポイント増加するなど、本市が政策的に進めている「暮らしやすさ」高めるための取組に一定の効果があることが見て取れました。

一方で、「近所の人とどの程度のつきあいをしているか」の問いに対し、「日頃から助け合っている」と答えた方は19.7%と、前回調査比7.1ポイント減少し、「顔が会えばあいさつをする」、「気の合った人とは親しくしている」と答えた方が71.9%と、7.1ポイント増加するなど、近所付き合いの希薄化傾向が伺えます。

また、「地域活動をしているか」の問いに対し、「活動したことはない」と答えた方が36.8%と、前回調査比3.3ポイント増加するなど、地域活動への参加機会や意欲の減退傾向も分かりました。

誰もが主体者として参画する地域福祉の在り方から見たとき、市民の総体的な意向は停滞傾向にあることが伺え、危機感を持って取組を推進する必要があります。



#### (4) 庁内検討会議での課題整理

庁内横断的に組織した庁内検討会議における意見交換では、地域福祉の現場を担う立場から、主に次のような課題が挙げられました。

- 複合化した課題を持つ方に対し、職員や事業者の個人的な知識経験により分野を超えた課題に対応しているが、仕組みとして確立できていないと人員の配置替えなどの際に安定性を欠くことが懸念される
- 分野を超えた相談に際し他分野の資源を全て承知しておらず、対応しきれない場面がある
- 市や市社協、地域包括支援センター、民生児童委員などの訪問事業で埋もれた課題にアウトリーチ\*しているが、包括的に課題を拾い上げられるかは個人の知識経験に委ねられてしまう
- 多機関との連携は、既存の制度や市がこれまで独自に培ってきた仕組みの中で実施しているが、分野ごとに連携の手法や連携組織が変わるため煩雑である
- 高齢者福祉に係る事業、体制、仕組みは、もともと制度として他分野に先行し改善が積み重ねられてきた経過から、最も望ましい展開がなされていることから、これを他の分野に応用するとともに、連携を図ることが重要である
- 地域住民の参画を目指して取り組んできた様々な事業は一定の効果をあげているが、参加者の固定化や高齢化なども見られることから、より幅広い層に遡及する新たな展開が必要である
- 令和元年東日本台風の経験から、防災に不安を覚えている市民、いざという時の共助の大切さを実感した市民が増えていることから、改めて安心・安全な社会の在り方について見つめ直す必要がある

これまで進めてきた制度を超えて顕在化してきている昨今の課題は、現場レベルにおいても確実に見て取れ、これらに重層的に対応していく体制の構築が求められています。

※**アウトリーチ**：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが能動的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス



## 2 今後の課題への対応

現状と課題の整理を受け、今後の課題を次のとおり整理します。

### (1) 地域福祉を支える担い手の減少

人口減少や少子高齢化が進行し、人々の価値観や生活様式も多様化する中、「地域共生社会」を目指した取組を進めてもなお、地域福祉を支える担い手の減少は否めません。

今後、地域住民が主体となった支え合いを具現化していくためには、幅広い世代の市民が気軽に地域の福祉活動に参加できる環境づくりを更に推進する必要があります。

### (2) 複雑化・複合化する課題の顕在化

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、市民が抱える課題が複雑化・複合化してきています。

今後、このような課題を早期に発見し、適切に支援していくためには、行政内部はもとより、関係機関や地域住民などの相互間の円滑な連携を図っていくことが必要です。

### (3) 支援が届きづらい人の増加

個人や世帯の課題が複雑化すればするほど、制度の狭間に陥る課題も存在し、既存の支援の枠組では対応できない事例が想定されます。また、本来支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を申し出てこないために埋もれてしまう懸念もあります。

これら潜在的なニーズに対し、能動的な対応を図っていく必要があります。

### (4) 福祉に関する情報提供の拡充

行政や地域の関係団体が行っている様々な福祉活動やサービスの情報は、支援を必要とする市民や、どのような支援があるか分からない市民に適切に届くことが重要です。

また、複雑化・複合化する傾向のある課題に対し、支援を行おうとする側も、分野を超えた様々な情報の共有が求められます。

国全体のデジタル化の流れにも対応しつつ、福祉に関する必要な情報が的確に提供・共有できる体制整備が必要です。

### (5) 安心・安全の確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、様々な福祉活動の制限、人や社会とのつながりの喪失、生活の困窮など、多くの課題が顕在化しています。

また、令和元年東日本台風は、いざという時の危機管理の重要性を、多くの市民が改めて実感する機会となりました。

新たに経験したリスクを克服することで、時代に即した安心・安全な社会へ変化を遂げていく必要があります。

## 第4章 計画の基本理念と目標

### 1 基本理念

第三次計画において、地域におけるつながりを強固にすることで、「豊かな暮らしを育む福祉のまちづくり」を目指すことを基本理念として、各種取組を進めてきました。

しかし、目まぐるしい社会情勢の変化によって、個人や家庭が抱える課題の多様化、複雑化が一層進行する中、改めて「豊かな暮らしを育む」ためには、新たな課題に対応すべく変化を遂げていく必要があります。

本市では、将来都市像を「快適健康都市佐久」とし、自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境と、官民一体となって築き上げてきた健康といった佐久市の魅力・強みを磨き上げ、これらにより形成される「暮らしやすさ」という本市最大の卓越性を生かしたまちづくりを進めています。

地域福祉の推進により形成する、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会は、「暮らしやすさ」の根幹に位置し、本市が目指す「快適健康都市」にとって必要不可欠な要素です。

誰もが安心して心豊かに暮らせる快適健康都市では、誰一人取り残されることなく、声なき声にも耳を澄ませて互いに助け合い、全ての人々が快適で健康だと感じられなければなりません。

このような地域社会を目指し、「誰一人取り残すことない快適健康都市の実現」を第四次計画の基本理念とします。

#### < 基本理念 >

### 誰一人取り残すことない快適健康都市の実現



## 2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

### (1) 共に支え合う人づくり

地域福祉は、行政、関係機関、各種団体、事業者などはもちろん、市民一人ひとりも含めて、「受け手」や「支え手」という関係を超えてそれぞれの役割を担うことが特に重要です。家庭や住み慣れた地域で互いを思いやり、尊重し合いながら安心してその人らしい生活が送れるよう、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念を更に広め、共に支え合うための人づくりを進めます。

### (2) 安心して暮らせる地域づくり

支援を求める人の課題は多種多様です。高齢、障がい、子育て、貧困などのそれぞれの困りごとへ対応できる支援体制づくりは、まずもって重要です。更には、複雑化・複合化する課題へ対応できる包括的な相談支援や多機関の連携、支援が届きづらい人を取り残さない能動的な働きかけなど重層的な支援体制を構築することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### (3) 生涯にわたる心とからだの健康づくり

健康長寿は、適した自然条件、特色ある保健予防施策、市民による地域活動や健全な生活様式などにより培われてきた本市特有の大きな強みであるとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤となるものです。

生まれる前から老いる時まで、生きがい豊かに暮らせるよう、生涯にわたる心とからだの健康づくりを進めます。

---

<sup>\*</sup>ノーマライゼーション：障がいの有無や年齢などに関わらず、全ての人が分け隔てなく暮らせる社会が正常（ノーマル）であるとする概念

### 3 地域福祉推進の視点

地域福祉は、様々な福祉課題に対し地域に視点を置いて取り組むことです。地域では、日々の何気ない近隣での助け合い、支援を必要としている人への住民・ボランティアの支援や行政・専門職のケア、支え合いの意識の希薄化や担い手の減少に対応した地域社会づくりなど、レベルの異なった課題が重なり合っています。

これらに対応していくためには、「つながり」が特に重要となります。本計画に基づき地域福祉の推進を図っていく上では、次の3つの「つながり」を大切にする視点を持って施策を推進していきます。

#### (1) 地域の中のつながり

「地域」には、市民一人ひとりはもちろんのこと、市社協、民生児童委員、福祉関連の事業所やNPO法人、ボランティア、自治会、学校やPTA、企業や大学など、地域福祉の担い手となる幅広い主体が存在します。

それぞれの主体が、課題のある人もない人も垣根なく、地域社会を構成する全ての人と積極的に「つながる」こと、課題を抱える人も解決する人もその時々で役割が入れ替わり、お互いに支え合い「つながる」ことが、複合化した課題や隠れた課題がそのまま地域に埋没することのない社会を創る一番の力になります。

#### (2) 行政の中のつながり

これまでの行政は、分野ごとに区分された制度を分担して担当してきた経過から、とかく縦割りになりやすい構造を抱えています。

しかし、複雑化・複合化した課題の解決には、この縦割りの壁を取り払った、様々な分野を貫く横の「つながり」が重要となります

様々な事情により課題を抱えている人にとっても、どの窓口にも相談してもあらゆる課題を包括的に受け止められる体制が築かれていることが、行政を信頼して支援を受けていただくことにつながります。

#### (3) 地域と行政のつながり

地域福祉を推進していく力の源は、地域と行政の両輪で生み出されます。お互いに役割を理解し、分担し、尊重し合って「つながる」ことが、よりよい社会を築く大きな原動力となります。

地域と行政がフラットな関係でつながり、課題を共有し、協働して課題を抱える人や世帯を支援する体制こそが、地域福祉の目指す形そのものです。

## 4 計画の体系

基本理念	基本目標	視点
<p data-bbox="148 481 486 725"><b>誰一人 取り残すことない 快適健康都市の 実現</b></p> <p data-bbox="148 808 486 972">地域福祉の推進は、本市が目指す将来都市像「快適健康都市」の根幹を担う必要不可欠な要素です。</p> <p data-bbox="148 1025 486 1319">誰もが安心して心豊かに暮らせる快適健康都市では、誰一人取り残されることなく、声なき声にも耳を澄ませて互いに助け合い、全ての人々が快適で健康だと感じられなければなりません。</p> <p data-bbox="148 1373 486 1536">このような地域社会を目指し、「誰一人取り残すことない快適健康都市の実現」を理念とします。</p>	<p data-bbox="635 434 1134 495"><b>1 共に支え合う人づくり</b></p> <p data-bbox="635 528 1158 734">家庭や住み慣れた地域で互いを思いやり、尊重し合いながら安心してその人らしい生活が送れるよう、ノーマライゼーションの理念を更に広め、共に支え合うための人づくりを進めます。</p> <p data-bbox="635 916 1054 1016"><b>2 安心して暮らせる 地域づくり</b></p> <p data-bbox="635 1055 1158 1391">高齢、障がい、子育て、貧困などのそれぞれの困りごとに対応できる支援体制と、複雑化・複合化する課題へ対応できる包括的な相談支援や多機関の連携、支援が届きづらい人を取り残さない能動的な働きかけなど重層的な支援体制を構築することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。</p> <p data-bbox="635 1615 1153 1715"><b>3 生涯にわたる心とからだの健康づくり</b></p> <p data-bbox="635 1753 1158 2000">健康長寿は、本市特有の大きな強みであるとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤となるものです。生まれる前から老いる時まで、生きがい豊かに暮らせるよう、生涯にわたる心とからだの健康づくりを進めます。</p>	<p data-bbox="1273 533 1334 1888">地域内／行政内／地域と行政間の 3つの「つながり」</p>

基本方針		施策の方向	
1	地域を支える人 ・組織づくり	ア	活動を支える人づくり
		イ	地域組織の活動支援
		ウ	ボランティアの育成と充実
		エ	地域の活動の場づくり
2	福祉の心の育成	ア	心のバリアフリーの推進
		イ	福祉学習の充実
		ウ	世代間交流の促進
1	子育てを支える 地域の体制づくり	ア	安心・安全のネットワークの拡充
		イ	子育てしやすい環境づくり
		ウ	配慮を要する子どもや世帯の支援
2	人にやさしいまちづくり	ア	まちのバリアフリーの推進
		イ	福祉施設の機能の充実
		ウ	災害に備えた地域の連携体制づくり
3	包括的支援体制づくり	ア	相談体制の充実
		イ	福祉サービスを身近に感じる地域づくり
		ウ	地域福祉ネットワークの強化
		エ	支援が届きづらい人への対応
			重層的 支援体制 の構築
4	再犯防止の推進	ア	誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
		イ	住まいと仕事の確保
		ウ	保健医療・福祉サービスの利用促進
		エ	学校等と連携した修学支援
			佐久市 再犯防止 推進計画
1	地域における 健康づくりの推進	ア	健康のための生活習慣・生活環境の改善
		イ	暮らしの中の介護予防の充実
		ウ	地域における健康づくりの担い手育成
2	地域における 生涯学習の推進	ア	身近な学習の場の提供
		イ	多世代交流による学習活動の促進
		ウ	学習情報の提供
		エ	生涯学習指導者の確保と育成
3	生きがいづくりの推進	ア	高齢者の経験と技能の発揮
		イ	地域社会とつながる仕組みづくり

## 第5章 地域福祉推進のための取組

この章では、基本方針ごとに、第三次計画期間中に行った主な取組を踏まえ、現状と課題を整理し、今後の施策の方向を計画します。

また、この方向に沿って、市民、事業者・NPO法人等、市、市社協がそれぞれ行う取組内容を示します。

### 基本目標 1 共に支え合う人づくり

#### ▶ 基本方針 1 地域を支える人・組織づくり

##### 【これまでの主な取組】

- 多機関との連携は、既存の制度や市がこれまで独自に培ってきた仕組みの中で実施し民生児童委員の資質向上のため、合同定例会などにおいて研修会や講演会を開催するとともに、活動しやすい環境づくりに向け、市広報紙、ホームページ、SNS\*、コミュニティFM放送などを通じ役割の周知を図っています。
- 認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る人材育成のため、民生児童委員、消防団、小・中学校、企業などを対象に、「認知症サポーター\*養成講座」を開催しています。
- 佐久市市民活動サポートセンター\*を拠点として、地域活動をけん引する「リーダー」を育成するための各種講座の開催や、地域課題解決のための地域の自主活動の支援をしています。
- ◆
- 各地区の育成会\*の活動を支援するため、交付金を交付するとともに、地区青少年育成推進員\*の活動の活性化のため、指導や助言を行っています。
- 子どもの見守り、世代間交流、環境美化などを担うシニアクラブ\*の活動を支援するため、補助金を交付しています。
- 地域公民館活動の活性化のため、地域公民館長の研修や、地域公民館を指定したモデル事業を実施しています。

※SNS：Social Networking Serviceの略で、Line、Twitter、Instagramなどに代表されるインターネットを活用したコミュニケーションサービス

※認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「応援者」

※佐久市市民活動サポートセンター：様々な人と団体をつなぎ、地域課題の解決を支援するため、佐久市生涯学習センター内に設置する市民活動の拠点

※育成会：子どもたちが自主的に運営する子ども会活動を側面から支援する、保護者や地域住民などによる組織

※育成推進員：地域の特性を生かした青少年健全育成事業を担い、地域の育成会や地区子ども会とともに様々な体験活動を計画、実施する者

※シニアクラブ：仲間づくりを通して、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めるため、地域を基盤として活動する高齢者の自主的な組織

- 佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動団体の育成支援、様々な市民活動団体間の連携やネットワーク化を図るとともに、市民活動が広く地域住民に浸透するよう、佐久市市民活動サポートセンターの機関紙、ホームページなどにより周知しています。
- 市民の自主的な公益的活動を支援するため、「佐久市まちづくり活動支援金<sup>※</sup>」により財政的支援を行っています。



- ボランティア活動者の増加のため、ボランティア活動の活性化を担う佐久市福祉総合センター（ボランティアセンター）の運営費負担を行うなど、活動を支援しています。



- 育成会や公民館活動の場づくりのため、利用しやすい公共施設の管理運営を行っています。
- 市開催の各種イベント、美化活動や緑化活動といった公益事業などにおいて、ボランティアとして参加できる場を創出しています。

#### 【現状と課題】

- 市民アンケートの結果では、前回調査時と比較して、「地域活動をしたことがない」という方が増加傾向にあり、担い手意識の減退が危惧されます。
- 一方、「地域活動をしたことがない」と答えた人の理由として、「協力したくない」、「興味がない」と答えた方は減少しており、きっかけがあれば担い手となり得るとも考えられます。
- 地域活動を行っている方の活動の支援とともに、行っていない方が地域活動に触れる機会の創出や、意識の改革を図るための周知・啓発が必要です。
- また、地域福祉の活動を行う際に欠かせないものの一つが、活動の母体となる組織や活動の拠点となる場所です。
- 市民アンケートの結果では、「地域活動をしている」と答えた方の具体的な参加内容は、「自治会」、「PTA」、「スポーツ団体」、「女性部会」など、活動母体への参加が多数であることから、更に地域福祉活動が活性化するよう、組織の継続的な運営や活動場所の確保を支援する必要があります。

※佐久市まちづくり活動支援金：地域の抱える課題の解決に向け、自主的かつ主体的に取り組む活動に対して交付する支援金



## 【施策の方向】

### ア 活動を支える人づくり

地域活動の活性化を図るため、主な地域活動の担い手である民生児童委員、自治会役員などの活動を支援するほか、様々な形で地域活動に関わる人材を育成します。

また、より多くの市民が様々な形で地域活動に参加するよう、担い手意識の啓発や広報の充実など、地域活動への参加のきっかけづくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民一人ひとりが地域の構成員であることを自覚し、地域の特徴やつながりを生かした支え合いの活動に積極的に参加しましょう。</li></ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関心を持って参加する市民を増やすため、地域のための活動の場づくりや情報発信に努めましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 民生児童委員の資質向上のため、様々な機会を捉えて研修を実施するとともに、委員が活動しやすい環境づくりを進めます。</li><li>● 介護予防に役立つ知識を学ぶ「介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾<sup>※</sup>）」、「認知症サポーター養成講座」、「オレンジカフェ<sup>※</sup>座談会」等を通じて、地域の支え手として活躍できる人材の育成を図ります。</li><li>● 佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、協働の意識醸成や人材・団体の育成につながる講座を開催するとともに、市民活動に関する情報を収集・発信します。</li><li>● 市広報紙、市ホームページ、SNSのほか、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ放送など、多様な媒体を活用し、地域活動への参加に必要な情報を発信します。</li></ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域のニーズに沿った養成講座や研修会を開催します。</li></ul>

※お達者応援団育成塾：介護予防活動を率先して行う人材の育成のため、介護予防に関する運動や栄養、レクリエーションなどの知識と技術を学ぶ講座

※オレンジカフェ：「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に参加し集える活動拠点

## イ 地域組織の活動支援

様々な地域組織への参加が地域活動への入口となっている状況を踏まえ、シニアクラブ、地区育成会、子育てサークルなど地域で公益的な活動を行う地域組織による地域福祉活動がより広範な地域に拡大し、多くの市民が活動に参加できるよう、活動の活性化を支援します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民一人ひとりが地域の構成員であることを自覚し、地域の特徴やつながりを生かした支え合いの活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>● 地域の連携を深められるよう、地域のシニアクラブ活動、公民館活動、育成会活動などに積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体の活動や役割を理解し、基盤の強化に努めましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 佐久市市民活動サポートセンターにおいて、市民活動・地域課題に関する相談・支援を行います。</li> <li>● 佐久市まちづくり活動支援金により、公益的な事業に取り組む団体を支援します。</li> <li>● 市広報紙、市ホームページ、SNSなどを通じて、地域組織の活動の周知を図ります。</li> <li>● 地域公民館長を対象とした研修会やモデル地域公民館事業を継続し、地域公民館活動の更なる充実を支援します。</li> <li>● 地域の特性を生かした地区育成会活動の更なる充実を支援します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と協働し、明るい長寿社会づくり等のシニアクラブ活動を支援します。</li> </ul>



お達者応援団育成塾



市民活動サポートセンター主催の「市民活動交流会」



民生児童委員による訪問

## ウ ボランティアの育成と充実

佐久市市民活動サポートセンターや市社協が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティア活動のための情報交換や、様々な地域活動、助け合い活動の支援を図るとともに、組織化や組織同士の連携の強化を促進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の様々なボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>●周囲への声掛けや見守りなどもボランティアであることから、小さなこと、今できることから取り組みましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●それぞれの機関において、従業員等へボランティア活動を奨励しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、様々な団体同士の出会いの場づくりや、ネットワークの構築を図ります。</li> <li>●市広報紙、市ホームページ、SNSなど、様々な情報伝達媒体を活用し、ボランティア活動に係る情報提供を図ります。</li> <li>●大学との連携事業を通じて学生のボランティア活動への参加を促進するほか、小・中学生の総合的な学習の時間などを活用したボランティア活動を推進します。</li> <li>●佐久市福祉総合センター（ボランティアセンター）の運営費を助成し、ボランティア活動の活性化を促進します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアの活動支援のため、市内4か所のボランティアセンターにおいて、ボランティアコーディネーター*による個人やグループ、団体などの活動相談のほか、ボランティア活動保険加入の受付などを行います。</li> <li>●ボランティア活動者の育成のため、勉強会の開催、ボランティア活動を行う個人やグループ、団体の活動紹介などを行います。</li> <li>●ボランティアをしたいと思っている人に対し、ボランティア活動の具体的なメニュー表を提示します。</li> <li>●若い世代や平日仕事をしている人への働きかけとして、市社協ホームページやSNSなどを活用したボランティア活動情報の収集と発信を推進します。</li> </ul>

\*ボランティアコーディネーター：ボランティアの発掘や育成、研修、活動のあっせんを行うほか、活動上の相談にも応じる職員

## エ 地域の活動の場づくり

誰もが気軽に地域活動に参加するには、地域ごとの活動の場が必要となります。市民が主体となった地域活動が行える、地域における助け合いや交流の場づくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民会館や地域公民館、地域の公会場等を拠点として、地域の課題やその解決方法を話し合ってみましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交流施設や社会教育施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的に設備の更新等を行うことで、誰もが、いつでも地域活動を行うことができる環境を整備します。</li> <li>● 各種施設において、気軽に利用できる雰囲気づくりなどを通じて、地域活動の場としての利用拡充を図ります。</li> <li>● 地域の公会場等の設置や改修に当たり佐久市公共施設事業補助金を交付して支援し、地域活動の拠点となる場の充実を図ります。</li> </ul>

### 【基本方針1 地域を支える人・組織づくり】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
協働の意識醸成や人材・団体育成につながる講座等への年間参加者数	235人	350人
民生児童委員活動についての年間周知回数	2回	4回
「認知症サポーター養成講座」の延べ受講者数	12,975人	15,500人
公民館施設の年間延べ利用者数	123,333人	200,000人
【市社協目標】		
ボランティア活動の延べ参加者数	7,929人	8,250人



ボランティアによる被災者支援

## ▶ 基本方針2 福祉の心の育成

### 【これまでの主な取組】

- 佐久市手話言語条例<sup>\*</sup>を制定し、手話に親しみ、理解を深め、広く日常生活で利用されるまちを目指した取組を進めています。
  - 障がいへの理解を深め、障がいを理由とする差別を解消するため、出前講座、「障がい者福祉展」などを通じた啓発を行っています。
  - ノーマライゼーションの理念を市民へ広めるため、社会福祉大会を開催しています。
  - 人権を尊重する明るいまちづくりを推進するため、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画<sup>\*</sup>」に基づき、就学前、学校、企業、地域などあらゆる場において人権同和教育・啓発に努めています。
  - 中央隣保館及び各人権文化センターにおいて、地域に密着した人権教育・啓発活動と住民交流の拠点として、人権課題解決のための各種事業を行っています。
- ◆
- 小・中学校において、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動でのボランティア活動や奉仕活動を実施しています。
- ◆
- 保育園、児童館、小・中学校において、地域の高齢者や障がい者との交流活動を実施しています。
  - 公民館活動において、親と子、祖父母と孫など参加者同士が共に学び、交流する場を提供しています。

### 【現状と課題】

- 市民アンケートの結果では、「地域活動をしている、したことがある」と答えた方の理由として、「住民の義務」や「当番で仕方なく」といった受動的な理由が増加傾向にあり、「地域や近所と仲良くしたい」や「地域を住みやすくしたい」、「自分自身を向上させたい」といった能動的な理由が減少傾向にあります。
- 常日頃から地域活動への関心を高め、地域福祉の担い手となる自覚が芽生えるよう、より自発的な福祉の心の育成を図る必要があります。
- また、若い世代ほど、「地域活動をしている、したことがある」と答えた方が少ない傾向にあります。
- 地域福祉の担い手を増加させるには、若年期からの福祉活動への理解や参加を促進するとともに、地域活動を身近に感じるための取組を進める必要があります。

※佐久市手話言語条例：手話は言語であるとの認識のもと、手話への理解や聴覚障がい者への理解の促進、手話の普及、意思疎通の支援に必要な措置等を行い、地域共生社会の実現を図ることを目的に制定した佐久市の条例

※佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画：日本国憲法や世界人権宣言等の理念を踏まえ、あらゆる差別の撤廃と人権擁護等の推進に関する基本的な施策を定めた佐久市の計画

## 【施策の方向】

### ア 心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者などに対する理解を深め、誰もが個人として尊重される人権意識とノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者や障がい者などに対する正しい理解を深め、それぞれが抱える困難に対しどのような配慮が必要なのか、コミュニケーションを取りながら考えましょう。</li></ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者や障がい者などに対する理解を深めるため、介助体験、疑似体験、バリアフリー化された施設の体験等に協力しましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会福祉大会などを通じて、より多くの方へのノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。</li><li>● 障がい者福祉展や出前講座を開催し、障がい者の社会参加を促すとともに、社会的障壁を取り除き誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。</li><li>● 佐久市手話言語条例の趣旨に基づき、市広報紙やリーフレットによる情報発信、研修会や出前講座の開催などにより、手話の普及に取り組みます。</li><li>● 「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、市民、学校、行政などが一体となり、各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、人権を尊重する明るいまちづくりを推進します。</li><li>● 犯罪被害者等を地域で孤立させることがないように、犯罪被害者等が置かれる状況や支援の必要性について市民の理解を深めるための広報・啓発・教育に取り組みます。</li><li>● 人権課題の解決のための各種事業を行い、地域に密着した人権教育・啓発活動と住民交流の拠点として隣保館活動の充実を図ります。</li></ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある方の講話、車いす体験、手話体験等を行う福祉体験教室の開催や、福祉教材DVDの活用により、福祉に対する理解を深め思いやりの心を育みます。</li></ul>

## イ 福祉学習の充実

将来の地域福祉の担い手の育成を図るため、市民や事業者と協力しながら、児童や生徒の心に相手を思いやる福祉の気持ちを育む心の教育を進めます。また、地域のボランティア活動などへの積極的な参加を促進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉学習への理解を深め、体験学習やボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒、ボランティアなどの体験学習を積極的に受け入れましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学校において、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動として、福祉施設の訪問等のボランティア活動を実施し、児童・生徒の福祉活動への理解を促進します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中・高校生等を対象とした、障がいのある方の講話、車いす体験、手話体験等を行う福祉体験教室の開催への助成や、福祉教材DVDの活用により、福祉に対する理解を深め、思いやりの心を育む学習を促進します。</li> </ul>



社会福祉大会



人権・男女共生フェスティバル



手話講習会

## ウ 世代間交流の促進

幼児期から青年期までの時期における地域とのつながりの醸成や、福祉の心の伝承、地域活動への理解の増進を図るため、世代を超えた交流を促進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や学校で開催される行事や、地区公民館で開催される教室などに積極的に参加し、家族や地域とのふれあいの機会を増やしましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「佐久市コミュニティスクール<sup>*</sup>」の仕組みを活用し、地域の方々による郷土の伝統工芸・芸能、農作業などの指導の機会を設けるなどにより、児童・生徒の地域活動への理解を促進します。</li> <li>● 保育園や児童館における行事や活動の場で、地域の高齢者や障がい者との交流の機会を多く設けるよう努めます。</li> <li>● 地区公民館での世代間交流学級等の教室を継続して開催し、子どもから高齢者まで参加者同士が各種教室を通してふれあいながら学習する機会を設けます。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区で行われる「ふれあいいきいきサロン事業<sup>*</sup>」や学校等で行われる「福祉体験教室」を通じて、子どもを含めた地域住民間の交流活動を促進します。</li> </ul>

### 【基本方針2 福祉の心の育成】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
「社会福祉大会」の参加者数	178人【R4】	400人
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する中学生の割合	43.4%【R4】	50.0%
【市社協目標】		
「社会福祉普及校指定事業」の実施校数	23校	36校
学校における「社会福祉体験教室」の年間延べ開催数	58回	76回
「ふれあいいきいきサロン」等を通じて子どもとの交流活動を実施する区数	1区	12区

※佐久市コミュニティスクール：これまで地域と学校が連携して築き上げてきた子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が①学校運営参画、②学校支援、③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み

※ふれあいいきいきサロン：地域公民館などの身近な場所を利用して、地域住民が自主的に介護予防活動などを行うつどい



## 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

### ▶ 基本方針 1 子育てを支える地域の体制づくり

#### 【これまでの主な取組】

- 地域全体で子どもの健全な成長を支えるため、子どもの登下校の見守り、地域住民の学校活動への参加などを促進しています。
- 一体的な子育て支援のため、子ども特別対策推進員<sup>\*</sup>、家庭児童相談員<sup>\*</sup>（児童館長）を中心に、保育園長、スクールメンタルアドバイザー<sup>\*</sup>、児童相談所など関係機関の連携体制を構築しています。
- 少年の非行防止のため、補導委員による街頭補導活動や、専門補導委員による少年相談等を実施するとともに、関係機関と連携をとって適切な支援へとつなげています。



- 仕事と子育ての両立や、性別に関わらず働きやすい職場づくりの促進のため、男女共同参画推進事業者表彰<sup>\*</sup>を実施し、男女共同参画についての意識啓発を図っています。
- 夫婦で協力する育児や妊娠中からの愛着形成の大切さの啓発のため、「パパママ教室（産前教室）」を定期的を開催しています。
- 放課後、週末、長期休暇などの際の子どもたちの居場所となる児童館の運営を

行っています。

- 関係機関等の連携により、子育てに関する様々な相談や手続きにワンストップで対応する「子育て支援拠点施設」の整備を進めています。
- ◆
- 発達の気になる子どもやその子育てについて、保健師や心理専門職が連携して、保護者や保育士などの相談、支援を行っています。
  - 発達の気になる子どもの様々な情報を保護者が成長に合わせて記入する冊子「サポートブック 虹のかけはし」を配布しています。
  - 佐久市療育支援センターにおいて、障がいのある子どもや発達の気になる子どもの親子療育を実施しています。
  - 主任児童委員と連携した要保護児童の早期発見や、子ども特別対策推進員を中心とした援助を必要とする児童の状況把握と支援活動を行っています。
  - 関係機関、市、市教育委員会などで構成する「佐久市要保護児童対策地域協議会<sup>\*</sup>」を中心に、要保護児童を支援しています。

※**子ども特別対策推進員**：子どもの性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭環境での養育問題などについて、家庭児童相談員や関係機関と連携し、相談対応などの支援を行う職員

※**家庭児童相談員**：子ども特別対策推進員と連携し、家庭における子どもの養育問題の相談に応じる職員（市内19児童館の館長が兼務）

※**スクールメンタルアドバイザー**：悩みのある児童生徒、保護者、教職員への相談支援や、不登校、いじめ等に係る生徒指導への支援、助言を行う職員

※**男女共同参画推進事業者表彰**：男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者を表彰し、その取組内容を広く周知することで、男女共同参画の社会づくりを一層促進する事業

※**佐久市要保護児童対策地域協議会**：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、関係機関でその子どもに関する情報や考え方の共有、適切な連携を図るための組織

## 【現状と課題】

- 市民アンケートの結果では、「子育てについて地域として大切なこと」として、「地域の子どもの見守りと声掛け」や「子どもの安全のための地域全体での見守り」といった回答が多く、地域全体で子育てを支援していく必要性を感じている方が多いことが分かります。
- 核家族化の進行、就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境が変化中、家庭や地域の中で協力し合って子育てを行うことができる環境づくりが一層求められています。
- また、社会環境の変化などに伴い、発達の気になる子どもや保護が必要な子どもなどが顕在化する中、早期の発見を図るため、関係機関の連携をより緊密にしていく必要があります。

## 【施策の方向】

### ア 安心・安全のネットワークの拡充

安心・安全な環境の中で子どもが健全に成長できるよう、家庭と地域、様々な関係機関や団体、市などの連携による子育てネットワークの拡充を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 将来地域の担い手となる子どもたちの健全な育成を推進するため、地域の子どもは地域で守り育てるという意識を高めましょう。</li><li>● 安心・安全な環境づくりのため、地域のつながりを深め、地域ぐるみで日常的な声掛けや見守りを行いましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども特別対策推進員、家庭児童相談員（児童館長）を中心に、保育園、学校、児童相談所などの関係機関と連携した相談支援を行います。</li><li>● 学校や教育委員会のスクールメンタルアドバイザー、児童館、民生児童委員による「子育て支援4者連絡会議」を開催し、地域における子育て支援の連携強化を図ります。</li><li>● 補導委員*による街頭補導活動、専門補導委員による少年相談等を実施するとともに、関係機関と連携をとって適切な支援につなげます。</li></ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>● シニアクラブ会員による児童・生徒へのあいさつ運動や見守り活動を促進します。</li></ul>



登下校見守り活動



補導委員による街頭補導活動

※補導委員：街頭補導活動や少年相談を中心に子どもたちと関わり、青少年の健全育成のため活動をする者

## イ 子育てしやすい環境づくり

仕事と生活の調和が図られ、性別にとらわれることなく家族で協力して子育てを行い、子育てに関する職場の理解が得られる、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、地域における子どもたちの居場所となり、多様化する就労形態に対応した児童館運営や、子育てに関する相談・支援をワンストップで展開する「子育て支援拠点施設」の整備を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関する不安や悩みを1人で抱えず、市などが行う子育て支援事業を利用したり、身近な相談窓口などに相談したりしましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランス*の実現や、子育てしやすい環境の創出のため、労働条件や就労環境の配慮に努めましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後や週末、長期休暇などの「子どもたちの居場所」として、安心・安全な児童館運営に努め、子育てをする方が安心して働くことができる環境づくりを図ります。</li> <li>●子育てに関する様々な相談や手続きにワンストップで対応する「子育て支援拠点施設」を整備します。</li> <li>●一時保育や長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など、保護者のニーズに応じた保育の充実に努めます。</li> <li>●性別や年代に関わりなく誰もが家事や育児に参加することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、子育てしやすい環境づくりを推進していくよう、男女共同参画の意識浸透について周知・啓発を行います。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐久市ボランティアセンターにおいて、子育てグループ等への活動の場を提供し、参加者同士の情報交換や交流活動を支援します。</li> <li>●学生を中心とした子育て支援ボランティアの育成を図ります。</li> <li>●育児支援が必要な家庭に対し、産前産後の支援や子どもの預かり等、支援会員による有償支援（ファミリーサポート事業）を行います。</li> <li>●身近な地域で子育ての担い手となる支援会員の発掘・育成のための「助っ人養成講座」を開催します。</li> </ul>

子育て支援拠点施設  
(完成イメージ図)



※ワーク・ライフ・バランス：仕事と、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を、自分の希望するバランスで実現できる状態

## ウ 配慮を要する子どもや世帯の支援

支援を必要とする子どもや世帯を早期に発見し対応するため、市民、市、関係機関などが連携した支援体制の充実を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での見守り、声掛けなどにより、支援の必要な児童の早期発見に協力しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども食堂や「子ども第三の居場所」など、支援が必要な子どもが頼れる場所を提供に努めましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待防止推進月間などにおける周知・啓発により、保護者、近所の住人、主任児童委員、保健指導の従事者、保育園や学校の関係者など、子どもに接する立場にある方たちの児童虐待防止に関する意識を醸成し、早期発見及び虐待防止につなげます。</li> <li>●関係機関、市、市教育委員会などで構成する「佐久市要保護児童対策地域協議会」を中心に、要保護児童への支援の充実を図ります。</li> <li>●発達気になる子どもとその家族に対し、はぐくみ相談やサポートブックの配布、親子療育などの療育支援を図ります。</li> <li>●「子どもの学習・生活支援事業」を実施し、生活に困窮する家庭の子どもの学習支援や家庭訪問を行うことにより、規則正しい生活習慣の形成や改善を支援します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児支援が必要な家庭に対し、産前産後の支援や子どもの預かり等、支援会員による有償支援（ファミリーサポート事業）を行います。</li> <li>●子どもの居場所づくり、温かい食事の提供、世代間交流を目的に、子ども食堂「さーくちゃんち（家）でごはんを食べよう<sup>*</sup>」を実施します。</li> <li>●日頃の困りごと等の相談を行い、関係機関へ繋がります。</li> </ul>

### 【基本方針1 子育てを支える地域の体制づくり】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
子育て支援拠点施設の整備	—	整備
「ファミリー・サポート・センター事業（ファミリーサポート事業）」における支援会員登録数（市社協と連携した目標）	70人	100人
補導委員による街頭補導の年間活動回数	195回	228回
【市社協目標】		
「さーくちゃんち（家）でごはんを食べよう」の年間開催数	0回	24回

※さーくちゃんち（家）でごはんを食べよう：いわゆる「子ども食堂」事業の一環として、食育などを通じて、地域の人々の支え合いの輪を広げ、世代や属性を問わず参加者の交流を目的に開催する市社協の取組

## ▶ 基本方針2 人にやさしいまちづくり

### 【これまでの主な取組】

- 誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、公共建築物の施設更新に当たりユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の視点による改修・整備を進めています。
  - 令和4年7月に、公共空間における子どもにとってよりよい環境形成について定めた「佐久市子ども環境形成ガイドライン<sup>\*</sup>」を策定しました。
  - パーキング・パーミット制度<sup>\*</sup>やヘルプマーク<sup>\*</sup>の利用促進のため、周知・啓発活動を推進しています。
- ◆
- 障がい者の自立した日常生活や社会参加の促進のため、日中活動の場や生活の場の量的・質的な確保をサービス提供事業者へ働きかけています。
  - 高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすために、地域の特徴を生かした

サービスが提供されるよう、施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めています。

- 民間事業者による効率的かつ効果的なサービス提供を図るため、個別施設計画に基づき、福祉施設の民営化を順次進めています。



- 災害時に支援を必要とする方に支援が行き届くよう、民生児童委員、各地区の自主防災組織などと連携し、「個別避難計画<sup>\*</sup>」や「災害時住民支え合いマップ<sup>\*</sup>」の作成を進めています。
- 避難時に特別の配慮を要する方の避難先となる福祉避難所<sup>\*</sup>を開設できる体制を敷くとともに、地域住民とともにその設置・運営訓練を行っています。
- 佐久市自主防災組織防災資機材整備等

---

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体状況などに関係なく、誰でも使用することができる製品やサービスなどの設計・デザイン

※佐久市子ども環境形成ガイドライン：子どもにとってより良い環境を形成するため、主に子どもが利用する公共施設の整備の際に配慮することが望ましい要素や、公共空間の使い方などをまとめたガイドライン

※パーキング・パーミット制度：障がい者等用駐車場の利用を必要とする人が利用できる状態を目指し、障がい者等移動に配慮を要する人を明確にするため、長野県内共通の利用証を交付する制度

※ヘルプマーク：外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク

※個別避難計画：高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

※災害時住民支え合いマップ：災害による避難時に支援が必要な要支援者、支援者、社会資源などを表記した地図

※福祉避難所：高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所

※佐久市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金：区の自主防災組織が防災資機材等を購入する際に活用できる佐久市の補助金

事業補助金\*による防災資機材の充実、防災士\*資格の取得促進などを行っています。

- 災害時に、周囲に障がいがあることを知らせ、援助や必要な配慮を受けやすくするため、「災害時支援用バンドナ」を作成し、配布しています。

### 【現状と課題】

- 市民アンケートの結果では、「誰もが在宅で暮らせるためのサービスの充実」が望まれているように、全ての人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、一層のバリアフリーの推進や福祉サービスの拡充が求められています。
- 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その基盤となる人にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- また、「近所の人に手助けをお願いしたいこと」について、「緊急災害時の援助」が過半を超え、「安心して住むことができるまちづくりで重要なこと」に対し「防災・防犯活動の協力」が上位となるなど、共助の重要さの認識が高まっています。
- 地域で誰もが安心して暮らし続けるために、支援を必要とする人とつながり合い、助け合えるための仕組みづくりが必要です。

### 【施策の方向】

#### ア まちのバリアフリーの推進

「長野県福祉のまちづくり条例\*」に基づき、誰もが地域で共に暮らしていく地域づくりのため、ユニバーサルデザインの視点によるまちのバリアフリー化を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが暮らしやすい地域をつくるため、バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安全で容易に利用できるような建物の整備に努めましょう。</li> <li>●「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を踏まえ、子どもにとってより良い環境の形成に努めましょう。</li> </ul>

※**防災士**：減災と社会の防災力向上のための活動に必要な十分な意識・知識・技能を有する人を認定NPO法人日本防災士機構が認証する資格

※**長野県福祉のまちづくり条例**：福祉のまちづくりのための施策や障がい者などが安全かつ容易に利用できる施設の整備についての必要事項などを定めた長野県の条例

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニバーサルデザインの視点により、公共施設等の新設時はもとより、更新時においても、全ての人に使いやすいデザインに配慮した整備を進めます。</li> <li>●パーキング・パーミット制度の周知・啓発活動を推進し、利用促進を図ります。</li> <li>●「佐久市子ども環境形成ガイドライン」に基づき、公共施設や公共空間における子どもにとってより良い環境の形成を図ります。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者や高齢者、乳幼児を連れた方が、安心してまちに出て行動範囲を拡大できるよう、市内の公共施設や商業施設等のバリアフリー情報を市社協ホームページで提供します。</li> <li>●分かりやすいバリアフリーマップ*への見直しを行い、定期的な更新を図るとともに、SNS等を用いた情報収集及び発信について検討します。</li> </ul>

## イ 福祉施設の機能の充実

障がい者や高齢者、介護家族などを地域で支えられるよう、地域生活の場の提供や日常生活の質の向上を図るため、福祉施設の機能の確保・充実を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設利用者との交流の機会を持つなど、高齢者や障がいのある人などへの理解を深めましょう</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者のニーズや個人の特性に合わせた支援を提供し、サービスの質の向上に努めましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるよう、地域の特徴を生かしたサービスを提供するため、引き続き施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めます。</li> <li>●障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、講座、教室、就労支援などの充実を図るとともに、日中活動の場や生活の場の量的・質的な確保を促進します。</li> </ul>

※バリアフリーマップ：障がい者などの外出機会の拡大や社会参加促進のため、車椅子対応のトイレや入口の段差解消など、誰もが利用しやすいよう工夫された店舗や施設の情報をまとめた一覧表や地図

市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の生活、健康相談等の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上、その他レクリエーション活動の増進を図るとともに、各種講座の会場場所として、市内の老人福祉センターを多くの方が利用できるよう運営します。</li> </ul>
-----	---

## ウ 災害に備えた地域の連携体制づくり

激甚化・頻発化する災害の際に、地域住民の命を守るには、地域住民同士の助け合いが必要不可欠であることから、有事に確実に命を守る行動が取れるため、地域における共助の仕組みづくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の住んでいる場所に災害が想定されているか、佐久市防災マップや河川洪水ハザードマップ*等で確認し、災害時にすべき行動について家族と話し合しましょう。</li> <li>●日頃から隣近所とコミュニケーションを取り、災害時の行動を確認し合うとともに、災害が発生しそうな時は互いに声を掛け合って避難するようにしましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●BCP（事業継続計画）*の策定を推進し、災害時の従業員の安全確保と業務体制について確認するとともに、地域の一員として、防災訓練等を通じて地域の防災活動と連携しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・減災に関する出前講座の開催、自主防災組織への防災資機材の購入補助、防災リーダーとなる防災士資格取得の促進などにより、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>●民生児童委員、自主防災組織、福祉事業所などと協働して、災害時の避難に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進め、具体的な避難方法を要支援者・支援者間で共有することで、安全で確実な避難体制を確立します。</li> <li>●災害発生時に、高齢者、障がい者など、避難時に特に配慮が必要な方が滞在する「福祉避難所」の開設及び運営を行います。</li> </ul>

\*河川洪水ハザードマップ：想定最大規模降雨による浸水想定区域を示した地図

\*BCP（事業継続計画）：Business Continuity Planの略で、自然災害などの緊急時に事業を継続、または速やかに復旧できるようあらかじめ定める計画



市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民自ら防災意識の高揚と知識習得を図ることにより、災害時に防災力を高めることを目的に、他社協、大学等の関係機関と連携して災害ボランティア講座を開催します。</li> <li>● 住民の防災訓練への参加を促進し、災害に係る情報を共有します。</li> <li>● 佐久市赤十字奉仕団の活動として、明るく住みよい社会を築き上げていくための地域社会での奉仕活動に取り組みながら、災害時に備え、行政や自治会等と連携した防災啓発プログラム等の研修を行います。</li> </ul>
-----	--

### 【基本方針2 人にやさしいまちづくり】の数値目標

指 標 名	基準値【R3】	目標値【R9】
パーキング・パーミット制度の年間申請件数	330件	420件
個別避難計画の作成実施区数	0区	240区
<b>【市社協目標】</b>		
災害ボランティアの登録者数	50人	80人



パーキング・パーミット制度協力区画



福祉避難所開設訓練

### ▶ 基本方針3 包括的支援体制づくり

#### 【これまでの主な取組】

- 市民のより身近な相談窓口としての機能を担うため、佐久市民生児童委員協議会、佐久市区長会など地域組織と連携・協働しています。
- 市内6か所に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談窓口としての役割を果たすと同時に、介護保険サービスに限らず、高齢者の生活支援全般に係るサービス調整、支援が図られるよう、各地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター<sup>\*</sup>」を配置しています。
- 高齢者や障がい者の虐待相談支援のため、専門の相談窓口を設置しています。
- 障がい者の自立した日常生活や社会参加のため、佐久市障害者自立生活支援センターによる相談事業のほか、各種講座、教室を開催しています。
- 佐久広域連合障害者相談支援センターを始め、障がい者支援に関わる機関と連携を強め、障害福祉サービスのマネジメント機能を担う相談支援事業所の拡充を図っています。
- 児童の養育の相談に応じる「子ども特別対策推進員」や「家庭児童相談員（児童館長）」を配置するとともに、その周知を図っています。
- 生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援を行うため、「生活就労支援センター まいさぼ佐久市」を設置する

とともに、相談就労支援員<sup>\*</sup>を配置しています。

- 配偶者暴力など女性のあらゆる生活相談支援を行うため、女性相談窓口を設置するとともに、女性相談員を配置しています。
  - 市民の生活上の相談、人権に関わる相談支援を行うため、中央隣保館及び各人権文化センターに生活・人権相談員を配置しています。
- ◆
- 高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各課題に対し、各制度に基づいた適切なサービス提供を図るとともに、それら福祉サービスの情報について、市広報紙、ホームページ、SNS、「福祉のしおり」などにより周知を図っています。
  - サービス提供者の資質向上を図るため、市職員やサービス提供事業所職員の研修を実施しています。
  - 若年性認知症を含めた認知症の人やその介護者及び介護関係者を対象に、介護相談や介護者同士の交流を行う「オレンジカフェ座談会」を開催しています。
  - 家族介護者や近隣の援助者等を対象に、介護の負担を軽減するため、介護相談・介護者同士の交流を図る「家族介護者支援事業」を各地域包括支援センターで実施しています。
- ◆

※生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、生活支援等の提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築機能）を果たす者

※相談就労支援員：一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して課題解決に向けた支援を行う者

- 地域包括支援センターが中心となり、自治会や任意団体、ボランティアなど地域住民が主体に、個別ケースの検討や、地域のネットワークの構築、地域での見守りの体制整備等を行う「地域ケア個別会議」を開催しています。
- 子育て支援の状況について関係機関で共有するよう、学校や児童館、民生児童委員、市による「子育て支援4者連絡会議」を設置しています。
- 障がい者に対する虐待に多方面からの協力支援や連携が図られるよう、「障がい者虐待ネットワーク委員会」を設置しています。
- 生活困窮者支援を関係機関で連携してマネジメントするため、「生活就労支援センターまいさぼ佐久市支援調整会議」を設置しています。



- 民生児童委員が見守り活動などを通じて地域住民にアウトリーチし、支援が必要な方の情報を把握するとともに、市や関係機関と共有し、支援につなげています。
- 75歳・80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、医療専門職が自宅訪問等を行い、健康状態の確認や、介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行っています。
- 判断能力が十分でない障がい者や高齢者を法律的に保護するため、さく成年後見支援センターと連携し、成年後見制度<sup>※</sup>の利用促進を図っています。
- 身寄りのない障がい者や高齢者で、成年後見制度の利用が必要な人に対して、市が審判請求するとともに、経済的に利用が困難な人に費用援助を行っています。

## 【現状と課題】

- 市民アンケートの結果では、現在の各種福祉サービスについて「わからない」と回答する方は減少傾向に、「福祉サービスを抵抗なく利用できるか」について「気軽に利用できる」との回答は増加傾向にあり、福祉サービスの利用に係る認知や不安は改善されつつあり、更にこれまでの取組を高めていく必要があります。
- 一方、福祉サービスに関する情報の入手手段を、多くの方が「市広報紙」や「市社協だより」、「回覧板」などの紙媒体が中心と回答しており、集合住宅など紙媒体の情報が届きにくい人の情報不足が懸念されます。
- また、「近所の人とどの程度の付き合いをしているか」について、「日頃から助け合っている」と答えた方が減少傾向にあり、つながりの希薄化により、支援を必要な方が埋もれていく懸念が強まっていると考えられます。
- 社会環境の変化により、個人や世帯が抱えている課題が複雑化・複合化する中、様々な課題を包括的に受け止められる相談支援体制の構築、ニーズに合った適切かつ確実な福祉サービスの提供、支援が必要とする人に確実に提供できる体制整備などが重要です。

※成年後見制度：高齢や障がいなどにより判断能力が十分でない人が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産や生活を守る制度

## 【施策の方向】

### ア 相談体制の充実

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、犯罪被害者など、分野ごとの専門的な相談支援体制の構築とともに、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、どの窓口においても包括的に受け止め、適切なサービスにつなげる体制整備を推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●ひとりで抱え込まずに、市役所や福祉関係機関など、身近な窓口へ相談をしましょう。</li><li>●身近な人の様子で気になることがあれば声をかけるなど、日頃から周囲に目を向け、支え合いを心がけましょう。</li></ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>●相談窓口や適切なサービスの体制整備に努めましょう。</li><li>●相談を受けたら包括的に受け止め、相談内容によってより適した機関につなぎましょう。</li><li>●各種研修等に積極的に参加するなど、より専門的な知識や技術を深めていきましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>●専門的な相談内容に応じられるよう、次表（P38～39）のとおり分野ごとに専門的な相談窓口を設置します。</li><li>●属性や世代を問わず、どの窓口においても様々な相談を包括的に受け止め、必要に応じ関係機関に適切につなげるなど、相談しやすい環境を構築します。</li><li>●福祉サービスの各種情報などの地域資源を、分野を越えて関係機関で共有できる情報システムを導入し、包括的に相談が受け止められる体制を整備します。</li></ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>●市内に居住する生活困窮者などが困難状態から早期に脱却できるよう、その相談窓口となるとともに、支援対象者の自立と尊厳を確保しつつ、その状況に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。</li><li>●市社協が担う生活困窮・成年後見制度といった専門的な相談はもとより、複雑化・複合化した課題に対し、関係機関と協力・役割分担を行い、包括的な相談支援体制の構築を図ります。</li><li>●全ての相談窓口を一本化し、分かりやすく相談しやすい体制と、必要な関係機関にスムーズに繋がられる体制を構築します。</li><li>●専門的な知識を深めるため、各種研修等に参加するとともに、行政と民間事業所を繋ぎ、相談しやすい環境づくりを推進します。</li></ul>

【主な相談支援窓口】

	妊娠・出産	子育て支援	健康・精神・難病等	障害福祉	
妊娠・出産	<p><b>健康づくり推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母と子のすこやか相談室</li> <li>●産前学級</li> <li>●妊婦訪問等による相談</li> <li>●こんにちは赤ちゃん</li> <li>●産後ケア</li> <li>●子育てママさんサポート</li> </ul> <p><b>佐久保健福祉事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遺伝相談</li> </ul>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">将来の新たな相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠・出産・子育てに関する相談全般（子育て支援拠点施設）</li> </ul>			
出生～就学期			<p><b>子育て支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関する相談</li> <li>●保育園入園に関する相談</li> <li>●母子父子・家庭児童相談</li> <li>●妊産婦・児童・家庭等の相談</li> </ul> <p><b>学校教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門員による保育園等の巡回相談</li> <li>●就学相談</li> <li>●学習・学校生活に関する相談</li> <li>●就学先に関する相談</li> </ul>	<p><b>健康づくり推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●育児相談・栄養相談</li> <li>●言語・心理発達相談</li> <li>●発達支援相談</li> <li>●歯科相談（2歳児歯っぴー教室）</li> <li>●妊産婦・児童・家庭等への相談支援</li> </ul>	<p><b>福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉に関する相談</li> <li>●障がい者（児）支援</li> <li>●はぐくみ相談</li> <li>●発達相談</li> <li>●サービス利用相談</li> <li>●虐待防止・権利擁護</li> </ul>
小・中・高校生				<p><b>健康づくり推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康相談</li> <li>●歯・口腔の相談</li> </ul> <p><b>佐久保健福祉事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●思春期精神保健相談</li> </ul>	<p><b>さく発達相談支援センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発達相談</li> </ul>
青年・壮年期				<p><b>佐久保健福祉事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健福祉相談</li> <li>●くらしと健康の相談</li> <li>●エイズ・性感染症相談・検査</li> <li>●薬物乱用相談</li> <li>●難病生活相談</li> <li>●医療相談</li> </ul>	<p><b>市社協</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護</li> </ul> <p><b>佐久圏域障害者就業・生活支援センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●就労相談</li> </ul>
高齢者					

佐久広域連合

●障害福祉に関する相談全般（障害者相談支援センター）

高齢者福祉	生活困窮	犯罪被害者等	その他	
		人権同和課 ● 犯罪被害者等（被害者、家族、遺族）への支援に関する相談 福祉課 ● 再犯防止の推進に関する相談		妊娠・出産
	福祉課 ● 生活保護に関する相談		健康づくり推進課 福祉課 ● 女性に関する各種相談（DV相談等）	出生～就学期
	福祉課 ● 子どもの学習・生活支援		佐久保健福祉事務所 ● 思春期精神保健相談	小・中・高校生
	福祉課 ● 住居確保に関する相談 ● 就労に関する相談 まいさぽ佐久市 ● 自立相談支援 ● 生活福祉資金貸付		佐久保健福祉事務所 ● 精神保健福祉相談	青年・壮年期
高齢者福祉課 ● 高齢者の相談 ● 介護保険制度の相談 地域包括支援センター ● 高齢者に関する総合相談 市社協 ● 権利擁護			● 心といのちの総合相談会（自殺対策） ● 訪問等によるひきこもり相談支援	高齢者

## イ 福祉サービスを身近に感じる地域づくり

高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、分野ごとの福祉サービスを必要とする方に確実に提供するとともに、各種福祉サービスが身近に感じられる地域づくりが図られるよう、世代や属性を超えた交流の場の提供や、人と人、人とサービスをつなぐコーディネート機能の発揮などを目指します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃のお付き合いを通じて、地域内での結びつきを強めましょう。</li> <li>● 身近な人の様子で気になることがあれば、積極的に声をかけましょう。</li> <li>● 区長や民生児童委員を中心とした、地区での交流や催しを通して地域づくりを図りましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、関係機関との連携を図りましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者、犯罪被害者など、分野ごとの福祉サービスが、必要とする方に確実に提供できる体制の充実を図ります。</li> <li>● 市広報紙、市ホームページ、SNSなどを活用し、福祉サービスの情報を発信することで、利用を促進します。</li> <li>● 福祉サービスの各種分野の情報を一元的に管理し、市民の誰でもアクセスできるよう提供する情報システムを導入します。</li> <li>● 各種講座や福祉イベント等を通じ、様々な属性や世代の交流を図るとともに、各種福祉サービスに触れる機会を創出します。</li> <li>● 介護者同士の交流会や介護相談を通じ、家族介護者の負担軽減を図るとともに、複雑化・複合化する課題に対応する福祉サービスの情報共有を図ります。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市社協事業や地域福祉事業の情報について、市社協ホームページや広報誌「ぴーぷる」への掲載、SNSの活用などにより、積極的な情報発信を行います。</li> <li>● 出前講座や研修会を通じ、交流や意見交換の場を創出します。</li> <li>● 地域住民に最も身近な社協として、7地区社会福祉協議会が実施する「地域福祉活動」において、高齢者や障がい者を対象としたお楽しみ会や世代間交流等を実施します。</li> </ul>

## ウ 地域福祉ネットワークの強化

複雑化・複合化する傾向にある課題に対し、制度や組織を超えて、多機関で連携して支援に当たる必要があります。既存の連携体制の活性化を図るとともに、個別ケースに対応する新たな連携体制の構築を検討します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃のお付き合いを通じて、地域内での結びつきを強めましょう。</li> <li>● 互助・近助などの助け合い行動を心がけましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域でのネットワーク構築のための研修会や会議に積極的に参加しましょう。</li> <li>● サービスが必要な人に確実に届けられるよう、関係機関との連携を図りましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生児童委員、区長、ボランティア団体などとの情報共有や協議を通じて、地域における様々な関係者との連携を深め、地域のネットワークを強化します。</li> <li>● 「地域ケア会議<sup>※</sup>」を通じて、高齢者個人に対する情報共有や支援の充実、それを支える社会基盤の整備を図り、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。</li> <li>● 学校や教育委員会のスクールメンタルアドバイザー、児童館、民生児童委員による「子育て支援4者連絡会議」を開催し、地域における子育て支援の連携強化を図ります。</li> <li>● 分野ごとのサービスで対応できない複雑化・複合化した課題を抱えた方に対し、行政や福祉事業者など多機関で協働して支援体制を協議する仕組みの構築を検討します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市社協だけでなく、行政、民生児童委員、社会福祉法人・福祉施設、企業、NPOをはじめ、幅広い福祉関係者、さらに福祉以外の分野とも連携し、協力体制を強化します。</li> <li>● さく成年後見支援センターにおいて、複雑化・複合化した課題に対し、他機関との連携、司法との繋ぎや連携を図り、より包括的な支援体制の充実を図ります。</li> </ul>

※地域ケア会議：市又は地域包括支援センターが主催し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために関係者で協議する会議体



## エ 支援が届きづらい人への対応

誰もが地域で安心して暮らしていくために、支援を求める声に的確に応えることはもとより、その声があげられない人、制度の狭間に陥り必要な支援を受けられない人にも、能動的に支援を届けていくための仕組みづくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中で手助けが必要と思う方がいたら、積極的に声をかけたり、市や関係機関に相談するよう勧めたりしましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃の事業活動の中で、積極的なアウトリーチを心がけましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者等実態調査の実施により、各家庭の状況を把握し、支援が必要な世帯の掘り起こしに努めます。</li> <li>● ひとり暮らし高齢者等見守り事業などを通じて、安否確認が必要な方などを地域で見守る体制の構築を図ります。</li> <li>● 地域包括支援センターが訪問活動を通じて支援が必要な高齢者の情報を把握するとともに、関係機関と共有し、支援につなげます。</li> <li>● SNSなどを活用し、身近に頼れる相手がない家庭などに有用な情報を重点的に発信します。</li> <li>● AI*等の先端技術を活用した子育て相談支援システムの構築により、様々な理由により対面での相談が困難な方でも、パソコンやスマートフォンから24時間相談できる体制整備を検討します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アウトリーチ支援員によるひきこもり等への支援を行うとともに、丁寧なアセスメントをしたうえで、社会とのつながりを作るための支援を行います。</li> <li>● 各種事業において、地域の声を聴くためのアウトリーチを積極的に行い、必要な支援へ繋がります。</li> </ul>

### 【基本方針3 包括的支援体制づくり】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
重層的支援体制の整備（市社協と連携した目標）	—	整備

## ▶ 基本方針4 再犯防止の推進

「佐久市再犯防止推進計画」として、別に施策の方向を計画（P69～）

※AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人の判断や思考を人工的に再現するもの

## 基本目標 3 生涯にわたる心とからだの健康づくり

### ▶ 基本方針 1 地域における健康づくりの推進

#### 【これまでの主な取組】

- 市民の健康に対する意識の高揚を図るため、各種講演会や出前講座などを実施しています。
  - 健康リスクを早期に把握し、疾病予防や生活習慣改善につなげるため、健(検)診受診を促進しています。
  - 特定健診の未受診者に対して、AIを用いて分析し、特性にあわせた受診勧奨を行っています。
  - 自らの健康について考えるきっかけ作りとして、「食」と「運動」に着目したピンピン講座を定期的に開催するとともに、栄養士による講話や健康運動指導士による技術的支援を実施しています。
  - イベントや講座等において、保健師による健康相談や食生活改善推進員によるぴんころ食の紹介等を行う「ぴんころステーション」を開設しています。
  - 健康の基本である「食」の正しい知識を学齢期から身に着けるため、官民連携による食育活動を実施しています。
  - 生涯にわたる健康増進には学齢期からの健康意識向上が必要なことから、歩行等を通じた健康づくり教育を実施しています。
- ◆
- 地域と協働してフレイル<sup>\*</sup>予防を推進するため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施<sup>\*</sup>」に取り組んでいます。
  - 市社協が主催する地区サロン等に保健師やリハビリ専門職等を派遣し、介護予防に対する助言を行っています。
  - 支援の必要な対象者宅に地域包括支援センターとともにリハビリ専門職などが訪問し、本人や家族が主体的に実施できる介護予防の助言を行っています。
  - 75歳・80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、医療専門職が自宅訪問等を行い、健康状態の確認や、介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行っています。
  - 地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが中心となり、まち歩きをしながら地域資源（市内にある様々な人と人とのつながり）を見つけ、市民につなげる活動を行っています。
- ◆
- 地域の健康管理の担い手である保健補導員を養成するとともに、保健補導員による地区自主活動を支援しています。
  - 「食」を通じた健康づくり活動を行う食生活改善推進員を養成するとともに、推進員による伝達講習会や地域での食育活動を支援しています。
  - 「食」についての正しい知識や情報を子どもや保護者に伝承する活動を行う

※フレイル：加齢や疾患などにより、心身の様々な機能が脆弱になった状態

※高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施：高齢者に対する保健事業と介護予防の取組を一体的に実施することで、高齢者の健康維持やフレイル予防等を支援する取組

「食育応援隊」を養成するとともに、応援隊による子育てサロン\*やつどいの広場\*での食育活動を支援しています。

- 心の健康への理解を深めるとともに、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期の気づきで対応できる「ゲートキーパー

ー」となる人材を育成しています。

- お達者応援団育成塾「基礎講座」と「レベルアップ講座」を開催し、介護予防に役立つ知識を学び、介護予防教室などを開催できる人材を育成しています。

## 【現状と課題】

- 本市は、地域が一体となった特色ある保健予防活動などの成果により、健康長寿のまちとして全国から注目を集めています。
- 健康長寿を目指す活動は、保健や医療、介護などのサービスを必要とすることなく、毎日の暮らしの中で、自発的・自立的な健康改善活動として取り組まれることが最も望ましい姿と言えます。
- また、そのような健康的な暮らしは、幼少期から高齢期に至るまで、あらゆる世代で具現化されるとともに、世代を超えて地域の中で共に支え合う関係の中で構築されることが重要です。
- 健康寿命の延伸に向け、地域における健康づくりの取組と体制づくりを更に推進する必要があります。



※子育てサロン：子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流ができる場

※つどいの広場：就学前の乳幼児とその保護者が、集い、交流し、子育てについて気軽に相談できる場

## 【施策の方向】

### ア 健康のための生活習慣・生活環境の改善

健康寿命の延伸と健康格差縮小のため、全ての世代のライフステージに応じた健康的な生活習慣の形成や生活環境の改善を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自身の健康に関心を持ち、生活習慣病等の発症予防・重症化予防に努めましょう。</li> <li>●適度な運動やバランスの良い食事、休養など生活習慣に気を配り、健康長寿を意識した理想のライフスタイルを心掛けましょう</li> <li>●健康管理のため、年に1度は健康診査や各種がん検診、歯科健診などの健康診断を受診しましょう。</li> <li>●食を大切にし、食に対する正しい知識を身につけ、健全な食生活を実践しましょう。</li> <li>●自分に合うストレス解消法を見つけるなどセルフケアに取り組み、心の健康の保持増進に努めましょう</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康的な生活習慣の形成につながる事業を積極的に行いましょう。</li> <li>●市民の健康増進のために、講師や実習などに協力しましょう。</li> <li>●従業員等の健康管理や、快適な職場環境の形成に努めましょう。</li> <li>●様々な悩みを抱える人が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図りましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健師や管理栄養士による保健指導や、必要に応じかかりつけ医と連携した支援により、糖尿病性腎症や慢性腎臓病（CKD）、高血圧などの生活習慣病重症化予防や栄養状態の改善を図ります。</li> <li>●市の高齢者支援部門に地域薬剤師を配置し、市民や関係機関からの薬に関する相談支援の充実や、薬の正しい服薬や管理方法などについての普及・啓発を推進します。</li> <li>●地域における健康教室や栄養教室を通じて、「運動」、「栄養」、「休養」の三大要素を基調に、「健康は自分でつくる」という市民の健康意識の高揚を図ります。</li> <li>●出前講座や歯科健診の受診勧奨などを通じて、□や歯科□腔機能などに関する生活習慣の改善を図ります。</li> <li>●医療機関と連携し、健（検）診の必要性について普及啓発を図るとともに、受診しやすい環境づくりに努め、疾病の早期発見を図ります。</li> <li>●健康的な食生活の重要性を啓発するとともに、各ライフステージに合わせた食育について学び、体験する場などにおいて官民連携による食育活動の強化を図ります。</li> <li>●官民連携による、歩行等を通じた市民の主体的な健康づくりを推進します。</li> <li>●関係機関と連携し、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。</li> </ul>

## イ 暮らしの中の介護予防の充実

健康寿命の延伸に向け、高齢になっても健康を維持し、要介護状態になることを防ぎ、自立して生活できる元気な高齢者を増やすため、毎日の暮らしの中で自発的に行う介護予防の充実を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●市の介護予防事業などに参加し、介護予防・フレイル予防・認知症予防に努めましょう。</li></ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>●健康的な生活習慣の形成や生きがいづくりにつながる事業を積極的に行いましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>●地区サロンなどの介護予防の場を通じて、保健師や栄養士、理学療法士、歯科衛生士などによる介護予防、フレイル予防、認知症予防等に関する健康講話を実施します。</li><li>●「健康長寿体操<sup>※</sup>」のCD・DVDや「ぴんころ長寿いろはかるた<sup>※</sup>」等の貸出しを通じ、地域における自主的な介護予防活動を促進します。</li><li>●医療や介護の専門性を生かした健康長寿に関わる公民館講座を開催します。</li><li>●「75歳・80歳おたっしや訪問事業」を通じて、高齢者の実態把握を行い、介護予防に関する普及啓発や介護予防事業等の情報提供を行い、自ら介護予防に取り組めるよう周知を図ります。</li><li>●「転倒骨折予防事業」等の介護予防事業を通じて、必要な運動・栄養・口腔機能・社会参加など、市民自ら取り組める介護予防を推進します。</li><li>●「認知症講演会」や広報活動等を通じて、本人やその周囲の方々の認知症に対する正しい理解を促進します。</li></ul>

※健康長寿体操：高齢になってからも生涯現役で生きがい豊かに生活が送れるよう、高齢者健康づくり事業の一環として、市独自に作成し、市民への普及を図る体操

※ぴんころ長寿いろはかるた：食の大切さを再認識することで健康維持につなげるため、長野県栄養士会佐久支部が作成した、地域に根付いた食文化などをかるたにしたもの

市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防につながる、食事会やお楽しみ会など、地域やグループ、個人による様々な自主的な取組を支援します。</li> <li>●高齢になっても、住み慣れた地域の仲間とともに生きがいのある毎日を過ごせるよう、つどいの場、仲間づくりの場、笑いの場、仲間と一緒にスポーツする場等をともにすることで体力維持やフレイル予防につながるシニアクラブ活動を促進します。</li> <li>●高齢者が地域の中で孤立しないよう、定期的集まり、交流する場として「ふれあいいきいきサロン」を開催し、介護予防体操や健康に関する講話を取り入れ、閉じこもりや認知症予防を図ります。</li> <li>●地区の公会場等を利用して、高齢者等を対象に、地域での孤立予防、閉じこもり予防、認知症予防活動を実施します。</li> <li>●70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、訪問者が緊急時に家族や関係機関へ速やかに連絡できるよう、必要な情報を掲載する「高齢者緊急時連絡票」を配布します。</li> </ul>
-----	---

#### ウ 地域における健康づくりの担い手育成

地域ぐるみで健康づくりに取り組めるよう、地域における健康づくりのけん引役を育成するとともに、その活動が行いやすいよう、行政機関をはじめ、医療機関、教育関係機関など健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら連携し支援します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や健康に関心を持ち、地域の支え合い活動、健康づくり活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>●こころの健康について正しく理解し、身近な人の「いつもと違う様子」に気付き、声掛けをしましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動の担い手育成のため、講師や実習などへの協力、活動支援や活動の場作りなどを行いましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「お達者応援団育成塾」を通じて、介護予防活動を率先して行う人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや地域住民が自発的に活動できる基盤づくりを図ります。</li> <li>●保健指導員や食生活改善推進員が、自ら健康意識を高め、実践できるための研修を充実させ、家庭や地域へ普及する自主活動の向上を支援します。</li> </ul>

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大切な人や身近な人の悩みに早期に気づき、支えることのできるゲートキーパーを養成し、生き心地の良い地域づくりを推進します。</li> <li>●足の健康に関わる足育サポーターを養成します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふれあいいきいきサロン事業を運営する世話人（区役員、民生児童委員、個人ボランティア等）を対象に、資質の向上と世話人同士の情報交換等を行う「ふれあいいきいきサロン世話人交流会」を開催し、サロンの活性化を推進します。</li> </ul>

### 【基本方針1 地域における健康づくりの推進】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
保健補導員の延べ会員数	26,700人	28,800人
食生活改善推進員の延べ会員数	109人	140人
「ゲートキーパー養成研修」の延べ受講人数	1,738人	2,950人
65歳以上の全人口に占める要介護（支援）認定者の割合（近5年の平均）	15.6%	15.5%

#### 【市社協目標】

「ふれあいいきいきサロン事業」の開催区数	39区	240区
「高齢者緊急時連絡票」の年間配布件数	464枚	1,100枚



食生活改善推進員による「おやこの食育教室」



保健補導員大会

## ▶ 基本方針2 地域における生涯学習の推進

### 【これまでの主な取組】

- 身近で多様な学習機会を提供する場となる公民館施設の情報を、ホームページや公民館報などで周知しています。
- ◆
- 公民館学習グループと小中学生による公民館体験学習などを通じ、多世代交流や探究的な学習を促進しています。
- 地域に開かれた学校づくりに向け、小・中学校において、地域協働の「佐久市コミュニティスクール」による取組を進めています。
- 多様な学習機会を身近に提供できる場を確保するため、地域公民館を指定しモデル事業を実施するなど、地域公民館の活動を支援しています。
- ◆
- 生涯学習機会の情報提供のため、「生涯学習情報マナビィさく<sup>※</sup>」を市ホームページで公開するほか、各支所、公民館、図書館などにおいて情報提供を行っています。
- 「わがまち佐久・市民講座」に佐久市にゆかりのある人を講師として招き、市民の教養の向上などに努めています。
- 子ども向け情報誌「佐久っ子だより」を発行し、市内各施設で行われる子ども向けのイベント情報を集約し、参加機会の情報を提供しています。
- ◆
- 「創錬の森市民大学<sup>※</sup>」修了者を対象地域で活躍するリーダーとして育成するため、「創錬の森市民大学院<sup>※</sup>」を開講するほか、「佐久市生涯学習リーダーバンク<sup>※</sup>」を活用し地域の生涯学習活動を支援しています。
- 青少年健全育成事業として、ジュニアリーダー研修<sup>※</sup>、青少年健全育成市民集会を実施しています。



※生涯学習情報マナビィさく：市の生涯学習情報をまとめ、一元的に提供する情報紙

※創錬の森市民大学・市民大学院：65歳以上の市民を対象に、「人生100年時代」において、健康で活力をもって生活できることを願い設置した機関（令和3年度に「高齢者大学・大学院」から現在の各称に変更）

※佐久市生涯学習リーダーバンク：地域やグループ、サークルなどで学習活動をするときに指導や助言を行う、地域に存在する指導者や専門知識を有する人を登録し、その情報を市民に提供する事業

※ジュニアリーダー研修：多彩な生活体験・自然体験・社会体験を通じて、人間性豊かな子どもの育成や、子ども会等の活動のリーダーとなる人材育成を目的に行う研修



## 【現状と課題】

- 健康長寿のためには、からだの健康はもとより、心の健康が重要です。
- 心の健康と心豊かな生活は密接な関係にあると言われ、心の豊かさを育む生活文化や芸術文化に触れ、生涯にわたり主体的・創造的に学び続けることは、健康長寿を支える重要な取組です。
- より多くの市民を主体的な学びに導くために、生活に身近なところで気軽に学びに触れられることができれば、よいきっかけとなります。
- 地域の中で、気軽に学びに触れ、共に学び合える体制づくりを進めることにより、心の健康を増進していく必要があります。

## 【施策の方向】

### ア 身近な学習の場の提供

多様な学習に身近に触れる場として、地域公民館、図書館など、コロナ禍に配慮しつつ市民の生涯学習活動の場の利用促進を図り、市民が生涯にわたって意欲や興味に応じて自由に学び続けることができる環境を整えます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域公民館の活動や市民講座など、学習の機会に積極的に参加しましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>●「わがまち佐久・市民講座」を継続し、市民が身近に学ぶ場の提供を図ります。</li><li>●生涯学習活動機能に特化した「生涯学習センター（野沢会館）」の改築により、幅広い世代が交流できる学習の場を提供します。</li><li>●公民館学習室等の機能強化や、施設内のWi-Fi環境の充実を図るとともに、居場所として誰もが気軽に利用できるよう周知を図り、様々な世代が身近で気軽に学習に取り組める環境を整備します。</li><li>●5つの図書館と移動図書館に加え、「いつでも」「だれでも」「どこからでも」利用できる「デジとしょ信州」（市町村と県による協働電子図書館）の充実を図り、全ての人が必要な資料や情報を気軽に利用できる環境づくりとともに、読書活動推進はもとより、地域課題解決支援等、「情報センター」として様々な学習機会の提供を図ります。</li></ul>

## イ 多世代交流による学習活動の促進

学習活動は、家庭、地域、学校などが連携しながら様々な活動を共に行うことで理解や興味が深まるとともに、地域のつながりの強化の一助にもなります。

地域公民館活動や校外活動など、子どもから高齢者まで幅広い地域の人々が共に行う学習活動を促進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の学校行事や学習活動への参加を通じて、地域の子どもと積極的に交流しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐久市コミュニティスクールなどを活用し、地域や市民活動団体などとの協働による特色ある教育活動を推進し、地域とともにある学校づくりを進めます。</li> <li>●多世代交流や探究的な学習の場となる、学習グループと小中学生による公民館体験学習などを通じ、地域における学びの場を提供します。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学校等における授業や参観日等で、障がいのある方の講話、車いす体験、手話体験等を行う福祉体験教室などを取り入れ、多世代間で地域福祉について考える機会の場を提供します。</li> </ul>

## ウ 学習情報の提供

市民が学習活動に参加する気運を高めるため、学習情報の提供に努めます。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページや公民館報、子ども向けイベント情報誌「佐久っ子だより」などの情報に関心を持ち、生涯学習活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生涯学習情報マナビィさく」を市ホームページ上で公開するほか、市役所本庁及び各支所、公民館、図書館などの公共施設において情報の掲示を行い、生涯学習に触れる機会を創出します。</li> <li>●講座などの参加者に対するアンケート調査やインターネットを活用した調査などにより、生涯学習に関するニーズを把握します。</li> <li>●市広報紙、市ホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用し、講座をはじめとする生涯学習活動に関する情報発信を行い、多様な世代が気軽に学習に取り組むきっかけづくりを進めます。</li> <li>●子ども向け情報誌「佐久っ子だより」を発行し、市内各施設での子ども向けイベント等の情報提供を行います。</li> <li>●「青少年健全育成市民集会」を開催し、青少年健全育成について考える機会を創出します。</li> </ul>

## エ 生涯学習指導者の確保と育成

「創錬の森市民大学・大学院」などを通じて地域や団体活動のリーダーを育成するとともに、佐久市生涯学習リーダーバンクの活用により、地域の生涯学習指導者を確保し、生涯学習活動の支援を行います。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習指導者となるための知識や技術などの習得に努めましょう。</li> <li>●佐久市生涯学習リーダーバンクを活用し、地域で講座等を実施しましょう。</li> <li>●「ジュニアリーダー研修」や「青少年健全育成市民集会」に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育指導員を配置し、社会教育・人権教育に関する相談に対応し、生涯学習の指導者を紹介するなど、学習活動を支援します。</li> <li>●創錬の森市民大学・大学院において、地域や団体活動のリーダーを養成するカリキュラムを構成し、地域の生涯学習活動を担う人材の育成・確保を図ります。</li> <li>●佐久市生涯学習リーダーバンクの周知を図り、地域の生涯学習活動を促進します。</li> <li>●「ジュニアリーダー研修」を実施し、様々な体験活動を提供し、将来の地域のリーダーとして「自分で考え行動する力」を持つ子どもを育成します。</li> </ul>

### 【基本方針2 地域における生涯学習の推進】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
公民館事業の年間延べ参加者数	11,670人	20,000人
「生涯学習情報マナビィさく」掲載ホームページへのアクセス数	781回	1,600回
生涯学習リーダーバンク登録分野数及び登録者数	43分野 136人	47分野 168人
【市社協目標】		
学校における「社会福祉体験教室」の年間延べ開催数(再掲)	58回	76回

### ▶ 基本方針3 生きがいの推進

#### 【これまでの主な取組】

- 高齢者の就業機会の場を確保するため、佐久シルバー人材センター\*へ運営費補助金を交付するほか、同センターへ各種業務を委託しています。
- ◆
- 単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の活動支援のため、それぞれ補助金を交付しています。
- 市広報紙にシニアクラブ加入に係る記事を掲載するほか、区長に対し入会の周知について依頼しています。
- より利用しやすい公共交通体系の構築を目指し、デマンド交通\*の運行方式の見直し（拡大）や市内循環バスの廃止などの実証運行を開始しました。

#### 【現状と課題】

- 高齢期は、体力・気力の減退といった身体的・心理的要因や、交流機会やアクセス手段の減少といった社会環境要因などにより、閉じこもりに陥る傾向があります。
- 子の巣立ち、仕事の勇退などの後の人生において、人や社会とのつながりが減少していきがちなか中、そのつながりを維持していくことが重要です。
- 地域社会とのつながり方は人それぞれであることから、生涯学習のみならず、労働、ボランティア、趣味など、その人の特性に合った生きがいのづくりにより、生涯現役を推進する必要があります。



- 
- ※佐久シルバー人材センター：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき運営され、会員が共働・共助し合いながら、就業を通じて福祉の増進を図る団体
  - ※デマンド交通：あらかじめ決まった時間・経路の運行ではなく、利用者の予約に応じて、時間や経路をそれに合わせて運行する地域公共交通の形態

## 【施策の方向】

### ア 高齢者の経験と技能の発揮

健康で働く意欲を持つ高齢者が生きがい豊かに生活するため、豊かな知識や経験、技術を生かした就労、雇用を支援します。

実施主体	取組の内容
市民	● 佐久シルバー人材センターへの就労など自らの知識、技能、経験を活かした社会参加により、地域社会に貢献するとともに、健康で生きがいを持った暮らしができるよう心がけましょう。
事業者・NPO法人等	● 佐久シルバー人材センターは、普及啓発や営業活動を通じて、活動への理解を得ることにより、会員拡大と就業機会の確保や開拓を図りましょう。
市	● 就労意欲のある高齢者に適した事業所の紹介等を公共職業安定所に依頼し、高齢者の就労を支援します。 ● 高齢者の雇用事例に関する情報等を広報紙等へ掲載することなどにより、高齢者雇用に対する理解を深めます。 ● 佐久シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の生きがい対策や就業機会確保を図ります。



佐久シルバー人材センターの活動



デマンド交通さくくと

## イ 地域社会とつながる仕組みづくり

人それぞれの特性に合った地域社会とのつながり方を具現化するため、様々な活動の情報提供や、そこに参加するための外出支援など、地域社会とのつながりを創出し、維持するための仕組みづくりを推進します。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の仲間と生きがいのある毎日を過ごせるよう、シニアクラブへ入会しましょう。</li> <li>●仕事や趣味、地域の活動などに積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動の支援や活動の場作りをしましょう。</li> <li>●外出に介助が必要な場合など、公共交通を利用することができない方の移動に対するサービスの提供の継続に努めましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●単位シニアクラブやシニアクラブ連合会の活動を支援するとともに、市広報紙などを通じて、シニアクラブ入会の周知を図ります。</li> <li>●市内6か所にある地域包括支援センターの生活支援コーディネーターを中心に地域資源（通いの場、民間のサービス、地域における支え合い活動等）を把握し、市民への情報提供を図ります。</li> <li>●公共交通を利用する全ての人にとって分かりやすく使いやすい公共交通体系を構築し、自身で自家用車を運転することができない方も気軽に外出できる環境づくりを行います。</li> </ul>
市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仲間づくりを通じて生きがいや、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と協働し、明るい長寿社会づくりができるよう、シニアクラブ活動を支援します。</li> <li>●ボランティア活動は、生きがいや心身の健康、コミュニケーションの場づくりにもつながることから、知識や技能を活かしたボランティア活動へ参加できるように、ボランティア活動の紹介を充実します。</li> </ul>

### 【基本方針3 生きがいづくりの推進】の数値目標

指標名	基準値【R3】	目標値【R9】
シニアクラブ会員数	3,067人	2,700人
公共交通の年間延べ利用者数	111,466人	124,000人

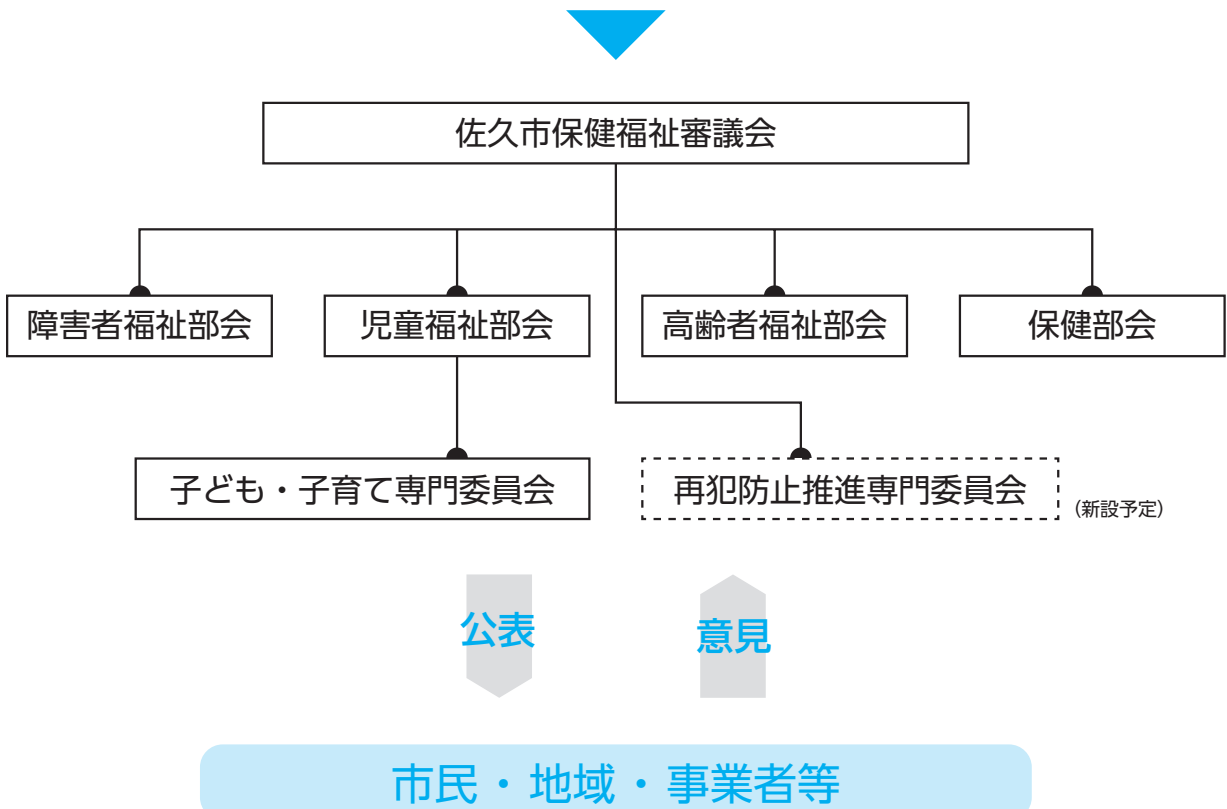
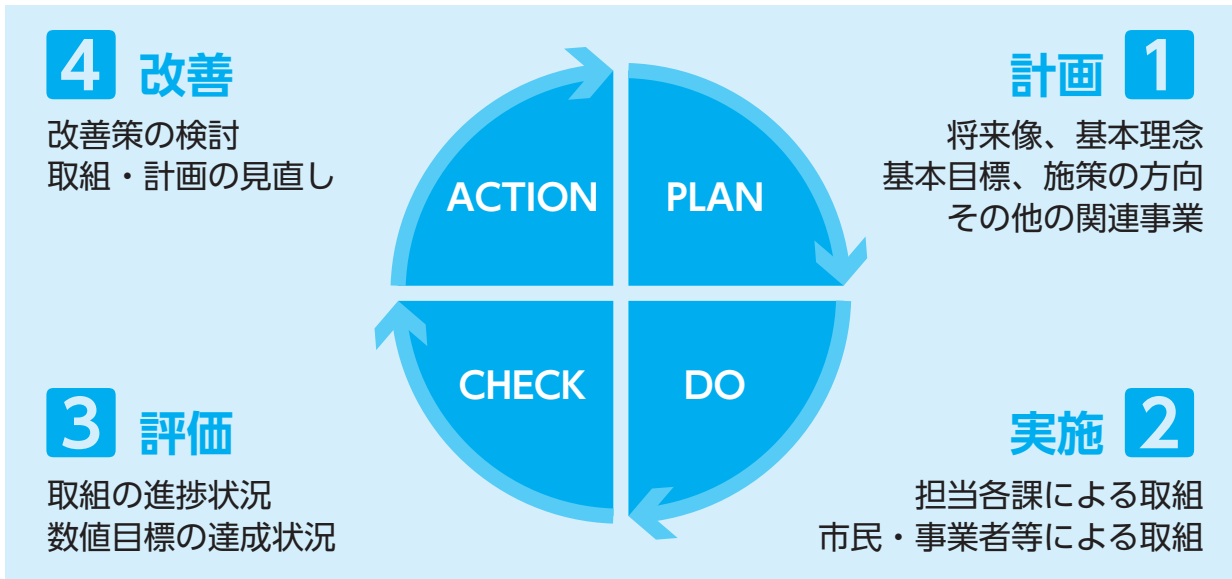
#### 【市社協目標】

ボランティア活動の延べ参加者数（再掲）	7,929人	8,250人
シニアクラブ連合会への加盟クラブ数	48クラブ	54クラブ

## 第6章 計画の進行管理と評価体制

本計画に基づいた様々な取組の進行管理を図るとともに、施策の検討・調整、見直しを随時行うことで、地域福祉を着実に推進する必要があります。

そのため、毎年度「PDCAサイクル」に基づいた改善を実施するとともに、佐久市保健福祉審議会及びその部会・専門委員会において、進行管理のチェック、成果の評価、計画の具体化に向けた提言や調整を実施します。



# 資料編



## 1 第三次佐久市地域福祉活動計画の数値目標の状況

### 基本目標1 共に支え合う人づくり

指 標	H23年度の値	H28年度の値	R4年度の目標	R3年度の実績
キャラバン・メイト延べ人数	70	159	240	165
認知症サポーター養成延べ人数	3,000	8,825	15,000	12,975
市社協福祉体験教室開催回数	12	45	74	58

### 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

指 標	H23年度の値	H28年度の値	R4年度の目標	R3年度の実績
子育てサロンの年間延べ利用者数	8,504	7,553	7,400	4,679
つどいの広場の年間延べ利用者数	15,204	24,791	24,000	17,230
障害者相談支援事業所数	5	15	18	17
災害時住民支え合いマップ作成済区数	197	239	240	240

### 基本目標3 生涯にわたる心とからだの健康づくり

指 標	H23年度の値	H28年度の値	R4年度の目標	R3年度の実績
ゲートキーパー研修延べ人数	71	684	1,500	1,738
佐久市生涯学習リーダーバンク登録数	50分野 204人	44分野 157人	47分野 168人	43分野 136人
ふれあいいいききサロン実施区数	124	150	240	39

## 2 統計データ

### (1) 人口・世帯の状況

#### ◆ 年齢3区分別人口

【単位：人】

区 分	H22	H27	R2
総数	100,552	99,368	98,199
年少人口（15歳未満）	14,407	13,121	12,480
生産年齢人口（15歳～64歳）	60,019	56,755	54,115
老年人口（65歳以上）	25,985	28,506	30,170

（資料：国勢調査）

#### ◆ 地域別人口

【単位：人、％】

地域	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
佐久地域	71,668	9,671	13.7	40,592	57.7	20,115	28.6
臼田地域	12,832	1,354	10.6	6,606	51.9	4,777	37.5
浅科地域	5,630	648	11.6	2,921	52.1	2,034	36.3
望月地域	8,069	807	10.0	3,996	49.7	3,244	40.3

※年齢区分不詳の方がいるため、総計が合わないことがあります。

（資料：R2国勢調査）

#### ◆ 世帯の状況

【単位：人】

区 分	H22	H27	R2
総世帯数	37,032	38,487	39,924
1世帯当たりの人数	2.65	2.51	2.39

（資料：国勢調査）

## (2) 高齢者の状況

### ◆ 高齢化率の状況

【単位：％】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
佐久市	29.9	30.4	30.8	31.1	31.4
長野県	31.0	31.4	31.8	32.1	32.5
全国	27.7	28.1	28.4	28.6	28.9

(資料：長野県毎月人口異動調査、総務省統計局人口推計)

### ◆ 高齢者世帯の状況

【単位：世帯】

区 分	H22	H27	R2
65歳以上の者のいる世帯	16,629	17,971	18,656
単独世帯	3,304	4,051	4,704
夫婦世帯	4,605	5,102	5,568
同居世帯	8,720	8,818	8,384

(資料：国勢調査)

### ◆ 要介護認定者数・認定率の状況

【単位：人、％】

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
要介護認定者数	4,543	4,635	4,639	4,697	4,679
要支援1	301	294	256	234	209
要支援2	446	531	564	604	609
要介護1	1,096	1,089	1,077	1,041	947
要介護2	923	870	889	866	889
要介護3	600	614	622	628	676
要介護4	680	712	731	799	792
要介護5	497	525	500	525	557
認定率	15.6	15.7	15.5	15.6	15.4

(資料：介護保険事業状況報告：佐久市)

## (3) 障がい者の状況

### ◆ 障害者手帳所持の状況

【単位：人】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
身体障がい者	4,262	4,188	4,188	4,140	4,102
知的障がい者	918	911	907	956	974
精神障がい者	915	970	1,079	1,108	1,164

(資料：福祉課)

#### (4) 子育て世帯の状況

##### ◆ 母子・父子世帯の状況

【単位：人】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
母子世帯	1,128	1,110	1,142	1,117	1,139
父子世帯	100	96	95	85	86

(資料：子育て支援課)

##### ◆ 合計特殊出生率の状況

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
佐久市	1.61	1.59	1.55	1.66	1.54
長野県	1.56	1.57	1.57	1.46	1.44
全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

(資料：健康づくり推進課)

##### ◆ 年間出生数の状況

【単位：人】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
佐久市	771	753	701	739	715

(資料：毎月人口異動調査)

#### (5) 生活困窮者の状況

##### ◆ 生活保護の状況

【単位：月平均世帯、人】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
被保護世帯数	403	367	347	352	365
被保護者数	501	448	421	434	441

(資料：福祉課)

##### ◆ 生活困窮に係る相談・支援の状況

【単位：件】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	93	104	164	276	274
支援件数	61	54	62	42	55

(資料：生活就労相談センター まいさぼ佐久市)

## (6) 主な地域活動の状況

### ◆ ボランティアの状況

【単位：人、グループ】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
個人登録数	411	286	400	146	422
グループ登録数	129	114	120	102	429
ボランティア活動延べ人数	6,493	7,873	8,431	7,382	7,929

(資料：佐久市社会福祉協議会)

### ◆ シニアクラブの状況

【単位：クラブ、人】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
シニアクラブ数	57	54	53	49	48
シニアクラブ会員数	3,814	3,675	3,550	3,175	3,067

(資料：佐久市社会福祉協議会)

### ◆ 民生児童委員活動の状況

【単位：件】

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
相談・支援件数	6,203	6,283	5,992	6,568	7,295
高齢者関係	3,471	3,070	3,128	3,428	4,309
障がい者関係	277	212	170	97	162
子ども関係	1,427	1,722	1,521	1,952	1,875
その他	1,028	1,279	1,173	1,091	949

(資料：福祉課)

### 3 計画策定の経過

#### (1) 審議組織

##### ◆ 佐久市保健福祉審議会

役 職	氏 名	所属団体等	任期
会 長	堀内 ふき	佐久大学 学長	
副会長	小平 實	佐久市民生児童委員協議会 会長	
	山田 啓顕	長野県弁護士会佐久在住会 代表	
	和田 裕一	佐久福寿園 理事長	
	堤 雅史	佐久医師会 会長	
	土屋 俊英	佐久歯科医師会 会計理事	
	今牧 健之	佐久薬剤師会 会長	
	銭谷 清子	佐久市学事職員会 代表	
	竹内 正明	佐久市区長会 会長	
	荒井 孝	佐久福祉事務所 所長	
	山室 京子	佐久児童相談所 所長	
	小林 光男	佐久市社会福祉協議会 会長	
	関本美津子	佐久市民生児童委員協議会	～ R4.11
	両澤 正子	主任児童委員部会 部会長	R5.1 ～
	岩下 幸子	佐久市保健補導員会 副会長	
	山田美登里	佐久市更生保護女性会 監事	
	草間 信子	国際ソロプチミスト佐久 会員	
	土屋 浪子	佐久人権擁護委員協議会 委員	
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会 会長	
	廣田 典昭	緑の牧場学園 施設長	
	鷹野 禮子	佐久市保育協会 代表	
	林 さと美	私立幼稚園園長会 代表	
	吉岡 由美	長野県栄養士会佐久支部 副支部長	
	桜井美智子	佐久市シニアクラブ連合会 副会長	
	土屋 信幸	佐久市PTA連合会 会長	

◆ 佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会

役職	氏名	所属団体等	任期
部会長	関本美津子	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会 部会長	
職務代理	山崎 恭介	佐久市区長会 副会長	
	銭谷 清子	佐久市学事職員会 代表	
	山室 京子	佐久児童相談所 所長	
	土屋 浪子	佐久人権擁護委員協議会 委員	
	鷹野 禮子	佐久市保育協会 代表	
	林 さと美	私立幼稚園園長会 代表	
	土屋 信幸	佐久市PTA連合会 会長	
	掛川 幸利	佐久市保育園保護者会連合会 会長	
	飯森 絵梨	佐久市幼稚園保護者 代表	

◆ 佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会

役職	氏名	所属団体等	任期
部会長	廣田 典昭	緑の牧場学園 施設長	
職務代理	宇佐見みどり	NPO法人ウィズハートさく 共同生活援助事業管理者	
	山田 啓顕	長野県弁護士会佐久在住会 代表	
	工藤 正	佐久市区長会 副会長	
	小平 實	佐久市民生児童委員協議会 会長	
	山田美登里	佐久市更生保護女性会 監事	
	草間 信子	国際ソロプチミスト佐久 会員	
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会 会長	
	黒澤 奈々	長野小諸養護学校PTA 副会長	
	吉田 直美	佐久商工会議所女性会 役員	

◆ 佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会

役職	氏名	所属団体等	任期
部会長	堤 雅史	佐久医師会 会長	
職務代理	小林 光男	佐久市社会福祉協議会 会長	
	和田 裕一	佐久福寿園 理事長	
	菊池小百合	佐久大学信州短期大学部 教授	
	野村 裕行	佐久歯科医師会 副会長	
	今牧 健之	佐久薬剤師会 会長	
	竹内 正明	佐久市区長会 会長	
	小松 朋子	佐久市民生児童委員協議会 副会長	
	柳沢喜美子	長野県栄養士会佐久支部 支部長	
	桜井美智子	佐久市シニアクラブ連合会 副会長	
	金箱 明美	佐久市居宅介護支援事業者連絡協議会 会長	

◆ 佐久市保健福祉審議会 保健部会

役職	氏名	所属団体等	任期
部会長	雨宮 雷太	佐久医師会 副会長	
職務代理	石山 道泰	佐久市区長会 副会長	
	堀内 ふき	佐久大学 学長	
	土屋 俊英	佐久歯科医師会 会計理事	
	関 さゆり	佐久薬剤師会 理事	
	荒井 孝	佐久福祉事務所 所長	
	木村 春江	佐久市民生児童委員協議会 副会長	
	岩下 幸子	佐久市保健補導員会 副会長	
	吉岡 由美	長野県栄養士会佐久支部 副支部長	
	小林美枝子	佐久市食生活改善推進協議会 会長	



◆ 佐久市地域福祉活動計画策定評価部会（市社協）

役 職	氏 名	所属団体等	任期
部長	木村 春江	佐久市民生児童委員協議会 副会長	～ R4.11
	武重 和彦		R5.1 ～
副部長	岩間 英一	佐久市区長会 理事	
	井出 進	佐久市シニアクラブ連合会 会長	
	佐々木公子	中込地域包括支援センター 管理者	
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会 会長	
	河野 正弘	佐久コスモスワークス 施設長	
	山口 正義	精神障がい者家族会 会長	
	鷹野 晃	佐久市保育協会 会長	
	原 英正	全佐久PTA連合会 事務局	
	田村 善子	ボランティア団体 関係者	
	関口 昌利	佐久大学 信州短期大学部 教授	
	金箱 久人	佐久市赤十字奉仕団 委員長	
	丸山 善範	佐久市福祉課 課長	
アドバイザー	佐藤 嘉夫	佐久大学 副学長	

## (2) 策定の経過

### ◆ 審議会等

開催日	開催審議会等	審議内容等
令和4年6月2日	佐久市地域福祉活動計画策定評価部会（市社協）	策定予定説明
令和4年8月2日	佐久市保健福祉審議会	諮問、骨子案審議
令和4年8月下旬	佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会	骨子案審議
	佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会	
	佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会	
	佐久市保健福祉審議会 保健部会	
令和4年11月上旬	佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会	素案審議
	佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会	
	佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会	
	佐久市保健福祉審議会 保健部会	
令和5年1月6日	佐久市地域福祉活動計画策定評価部会（市社協）	素案審議
令和5年1月30日	佐久市保健福祉審議会	最終案審議
令和5年2月2日	佐久市保健福祉審議会	答申

### ◆ 佐久市議会

開催日	開催審議会等	審議内容等
令和4年9月22日	議会全員協議会	骨子案説明
令和4年12月9日	議会全員協議会	素案説明

### ◆ アンケート、パブリックコメント

開催日	実施状況	内容等
令和4年6月	市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：佐久市に住所を有する18歳以上の住民 1,000人</li> <li>有効回答： 437人</li> <li>回答率： 43.7%</li> </ul>
令和4年9月～10月	パブリックコメント	骨子案について <ul style="list-style-type: none"> <li>提出意見： 1名（1件）</li> </ul>
令和4年12月 ～令和5年1月	パブリックコメント	素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>提出意見： 1名（4件）</li> </ul>

◆ 庁内会議

開催日	開催会議	会議内容
令和4年5月23日	庁内検討会議	計画の概要協議、 前計画検証、 アンケート内容設定
令和4年8月下旬	企画調整委員会・幹事会	骨子案審議
令和4年10月11日	庁内検討会議	具体的な取組検討
令和4年12月上旬	企画調整委員会・幹事会	素案審議

# 佐久市再犯防止推進計画

---

第四次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

基本方針 4 再犯防止の推進

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）及び国の計画に基づく地方公共団体の役割を踏まえ、犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）が地域社会の中で取り残されることなく、円滑に社会の一員として復帰できることを目指すとともに、市民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく、佐久市における「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定する「第四次佐久市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」の計画内に位置付け、再犯の防止のための施策展開の方向性を示します。

### (3) 計画の理念・目標

本市では、犯罪をした人等が円滑に社会の一員として復帰できるよう、必要な公的サービスを迅速かつ適切に提供するとともに、地域、市、関係機関が一体となって連携できる体制づくりを図ることで、犯罪が起きにくい、誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりを行うことにより、地域福祉計画に掲げる基本理念である「誰一人取り残すことない快適健康都市の実現」に寄与します。

### (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画における「犯罪をした人等」は、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限ります。

### (5) 計画の期間

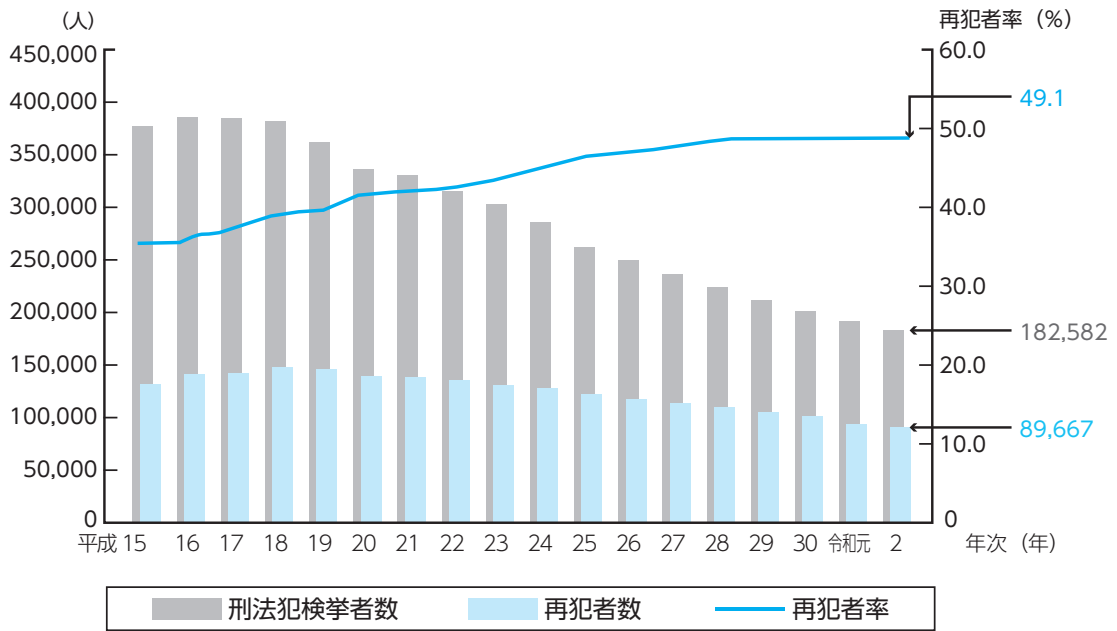
この計画の期間は、令和5年度を初年度として、令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況の評価結果や、社会情勢の変化、再犯防止政策の動向などを踏まえ、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

## 2 再犯防止を取り巻く状況

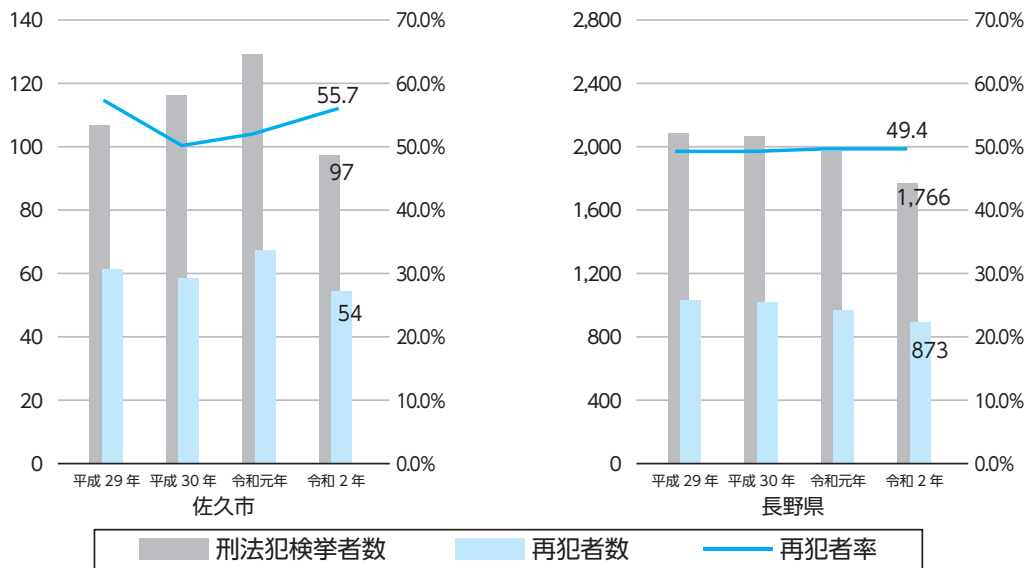
### (1) 各種統計の状況

全国において、刑法犯\*として検挙された人員数（初犯者及び再犯者数）は減少しており、そのうち再犯者数も減少しつつあるものの、全体に占める再犯者の割合は上昇し続け、令和2年には、統計を始めて以降最も高い49.1%となっています。



(資料：令和3年版再犯防止推進白書（総務省）)

また、本市における検挙人員数は、増加傾向にあったものの令和2年に減少に転じましたが、再犯者率は、全国や長野県を上回り、50%を超える状況が続いています。

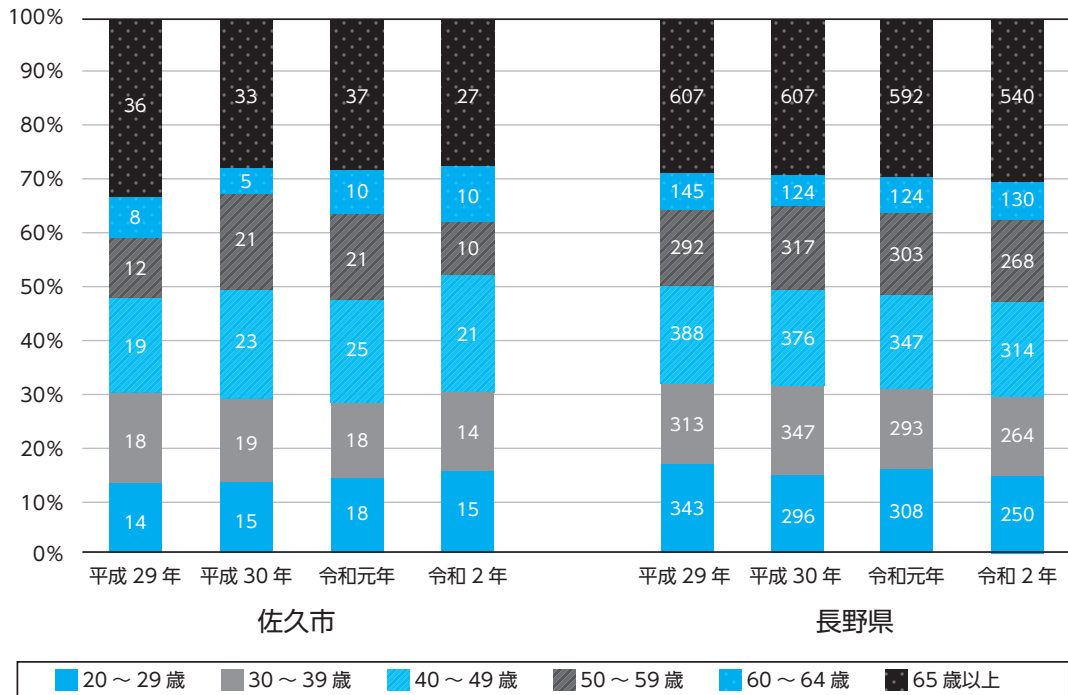


(資料：法務局矯正局提供データを基に佐久市作成)

\*刑法犯：刑法に規定する罪

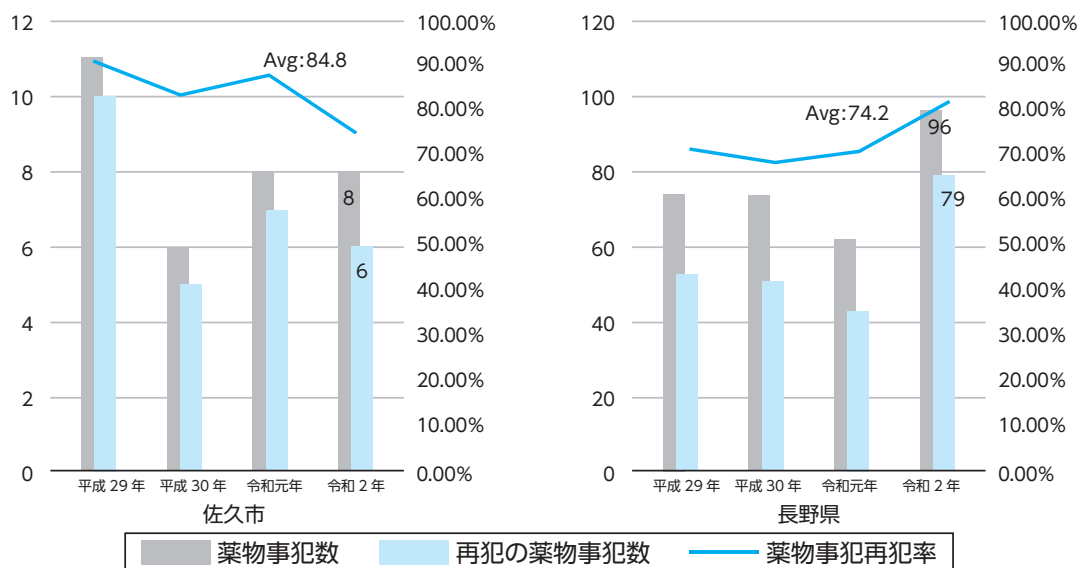
本市における令和2年の検挙人員数を刑法犯罪別の割合で見ると、窃盗犯が最も多く、次いで粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝など）、知能犯の順となっています。この傾向は、全国、長野県とも同様です。

また、本市の検挙人員のうち、65歳以上の割合は、年次ごとにばらつきはあるものの30%近辺と、概ね長野県の状況と同程度にあると言えます。



(資料：法務局矯正局提供データを基に佐久市作成)

薬物事犯の状況を見ると、件数は微減傾向にありますが、薬物事犯者数に占めるその再犯者数の割合の近4年平均は、長野県と比較しても高めの傾向が伺えます。



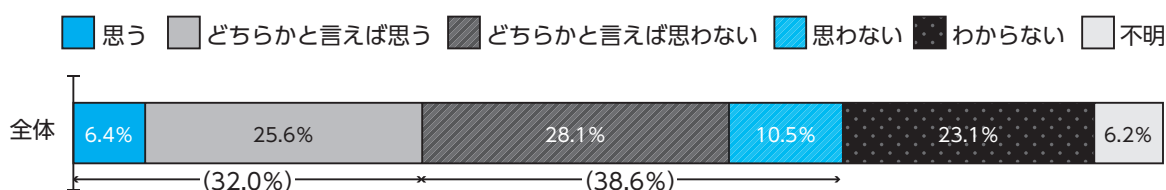
(資料：法務局矯正局提供データを基に佐久市作成)

## (2) 市民意識の動向

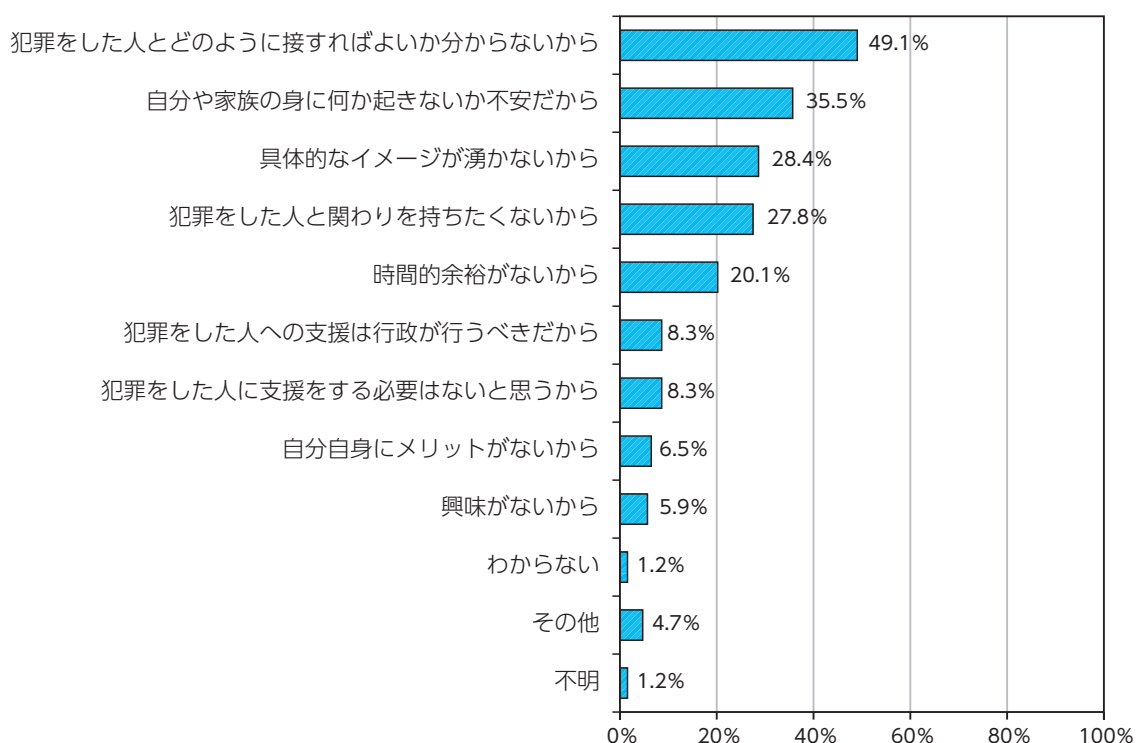
再犯防止に係る意識調査として、18歳以上の市民1,000人にアンケート調査を行ったところ、437人からの回答が得られました。



「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか」の問いに対し、「思う」、「どちらかと言えば思う」と答えた方は32.0%であるのに対し、「どちらかと言えば思わない」、「思わない」と答えた方は38.6%、更に「わからない」と答えた方は23.1%と、能動的な支援に消極的な傾向が伺えました。



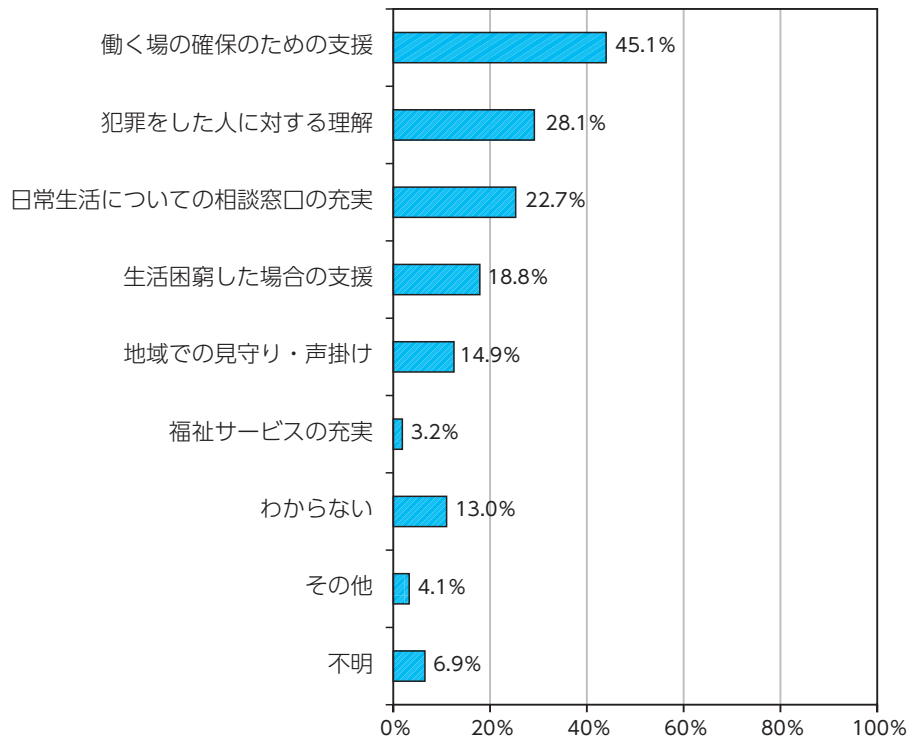
また、「どちらかと言えば思わない」、「思わない」と答えた方にその理由を尋ねたところ、「どのように接すればわからないから」が49.1%と半数に迫り、「自分や家族の身に何か起きないか不安」が35.5%、「関わりを持ちたくない」が27.8%と上位を占めるなど、犯罪をした人への理解の不足が、市民意識に影響を及ぼしていると考えられます。







「犯罪をした人が地域で暮らし続けるために大切なこと」の問いに対しては、「働く場の確保」が45.1%と半数に近い回答を得たほか、「犯罪をした人に対する理解」が28.1%、「日常生活についての相談窓口の充実」が22.7%、「生活困窮した場合の支援」が18.8%と続き、市民が感じている行うべき対策として上位を占めました。



### 3 計画の基本目標・基本方針

本計画は、地域福祉計画の体系に沿って、基本目標を「安心して暮らせる地域づくり」、基本方針を「再犯防止の推進」と位置付けます。

この目標・方針は、市民一人ひとりや、犯罪をした人等に対する矯正や更生の取組や支援を行う関係機関などと共有し、連携を図りながら取り組みます。

## 4 施策の方向

基本目標、基本方針を具現化するため、次の4つの方向に沿った施策展開を図ります。

### ア 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

#### 【現状と課題】

本市では、全ての人々が住み慣れた場所で安心して安全に暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

再犯を防止するには、日頃から近所同士の声掛けや支え合い、地域での見守り活動などを通じて、地域におけるつながりを大切にし、犯罪そのものが起きにくい風土と環境を醸成することが重要です。

また、保護観察<sup>※</sup>等の処分を受けて身柄の拘束が解かれ、又は刑期を終えて社会復帰しても、地域社会に溶け込めず孤立してしまい、それが再犯の起因となる事例が後を絶ちません。

犯罪をした人等が、地域社会に復帰し円滑な社会生活を営むために、本人の意思や努力とともに、犯罪をした人等とそうでない者が分け隔てられることなく、本人のプライバシーへ十分配慮されながら、全ての人々が地域の一員となる地域社会が形成されることが重要です。

#### 【施策の方向】

- 防犯協会や地域ボランティアなどの見守り活動などを通じ、犯罪の起きない安心・安全な地域づくりを推進します。
- 地域福祉を推進する人材を育成するとともに、地域共生に係る知識の普及と互助意識の醸成を図り、全ての人々が安心・安全に暮らせる地域づくりを推進します。
- 再犯防止や犯罪をした人等の立ち直り、更生保護活動について、市民一人ひとりが理解を深め、差別や偏見をなくし正しく理解するための広報・啓発活動を推進します。
- 再犯防止活動、更生保護活動、地域福祉活動などを担う組織等の活動を支援します。

---

※保護観察：犯罪をした人等が社会の中で更生できるよう、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪のない社会の実現に向けて、自主的な防犯活動の意識を高めましょう。</li> <li>● 地域のつながりを大切にし、犯罪そのものが起きにくい地域をつくりましょう。</li> <li>● 犯罪をした人等が地域で孤立しないよう、日頃から近所同士で互いに声を掛け合いましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会を構成する一員であるとの認識のもと、従業員等の防犯意識を高めるとともに、地域の防犯活動に協力しましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃からの防犯パトロールの実施や、市民の防犯意識向上に向けた広報・啓発を行います。</li> <li>● 区や地域と連携して地域福祉活動の活性化や参加者の増加を図り、見守り活動等へ参加する地域住民を増加させるとともに、それらの活動の周知を通じて参加意識の向上、拡大を図ります。</li> <li>● 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める、国を挙げた取組である「社会を明るくする運動<sup>*</sup>」を推進します。</li> <li>● 個人の尊厳が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を目指す、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、あらゆる差別をなくすための人権教育・啓発に取り組みます。</li> <li>● 犯罪をした人等を指導・支援する保護司<sup>*</sup>、犯罪をした人等の社会復帰を支援する更生保護女性会<sup>*</sup>、住民に身近な相談者である民生児童委員、再犯防止に向けた実効的な役割を担う弁護士会を始めとした多くの関係機関の活動支援を図り、連携を深めます。</li> </ul>

※**社会を明るくする運動**：犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

※**保護司**：地域の実情等を理解しているという特性を生かし、保護観察所の保護観察官と協働して保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、関係機関との連携等を実施する者

※**更生保護女性会**：地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成を助け、犯罪をした人等の更生に協力することを目的とした女性ボランティア団体

## イ 住まいと仕事の確保

### 【現状と課題】

犯罪をした人等は、罪を犯したことでその事情を知る者や親族等との関係が崩れ、従前に住んでいた場所に戻れない事例が多いことから、その場合は、新たな住まい（帰住先）を確保する必要があります。

また、犯罪をした人等は、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどにより、求職活動が円滑に進まない場合や、職場の環境に馴染めない、適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があります。

適当な住まいが確保されないまま社会復帰した者は、確保された者と比べて再犯に至るまでの期間が短い、また、仕事に就いていなかった者は、仕事に就いていた者と比べると再犯率が3倍高いという統計もあり、住まいと仕事の確保は特に大きな課題となっています。

### 【施策の方向】

- 住宅に困窮する低所得の犯罪をした人等に対して、市営住宅の入居に関する周知を図り、住居確保を促進します。
- 働きたくても働けない、住むところがないなどの相談に対し、伴走型の相談支援を行える体制整備とその周知を図ります。
- 就職に必要な知識・技能が身に付けられるよう、ハローワークや技能訓練機関等と連携し、支援の充実を図ります。
- 犯罪をした人等の雇用を積極的に受け入れる「協力雇用主<sup>※</sup>」の新規開拓を図ります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域に、犯罪をした人等で困窮している人がいたら、市役所などに相談しましょう。</li></ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 県が窓口となる「セーフティネット住宅登録制度<sup>※</sup>」により、民間賃貸住宅の登録及び提供に協力しましょう。</li><li>● 個人がそれぞれの能力や特性に合った働き方ができるよう、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めましょう。</li><li>● 犯罪をした人等を区別することなく、均等に雇用の機会を設けるとともに、協力雇用主の登録を進めましょう。</li></ul>

※**協力雇用主**：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、更生に協力する民間事業主

※**セーフティネット住宅登録制度**：住宅の確保に配慮が必要な人が増加見込みの一方、公営住宅の大幅な増加が見込めない状況にある中、増加する民間の空き家・空き室を登録するとともに、各種の居住支援を行う制度

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅の募集状況を周知することで、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃での賃貸を図ります。</li> <li>●ハローワークなどと連携し、雇用に係る情報収集を図るとともに、地方版ハローワーク（さくさくワーク）において相談に応じ、求人情報の紹介を行います。</li> <li>●離職等により経済的に困窮し住居を失った、又はそのおそれがある人に対し、各種給付制度の紹介などを行います。</li> <li>●犯罪がきっかけで失職するなどし、生活保護を受ける人に対し、住宅扶助による家賃の支援を図るとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、自立に向けて就労を支援します。</li> <li>●障がい等により継続的な就労や一般就労が困難な人に対し、関係機関と連携し、就労支援や、日常生活上の相談支援を行います。</li> <li>●協力雇用主の活動の周知などにより社会的評価の向上を図り、協力雇用主の増加につなげます。</li> </ul>
---	--

## ウ 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### 【現状と課題】

高齢者の出所後2年以内の再犯率が全世代で最も高く、また知的障がいのある受刑者が一般的に再犯に至るまでの期間が短いなど、保健医療・福祉的な支援を要する人への対応を図ることは、再犯防止の観点からも重要です。

また、全国的にも特に再犯率が高い薬物依存に関しては、薬物事犯者は犯罪をした人等であるとともに、薬物依存症の患者でもあるため、再犯防止に向けて回復を目指した治療・支援が必要です。

更には、犯罪をした女性等については、DV被害や性被害による心的外傷や、育児の悩みを抱え込む等によるストレスなど、女性が抱えやすい課題の背景に留意し、適切なサービスを組み合わせた支援を行うことが重要です。

### 【施策の方向】

- 介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスが確実に受けられるよう、分野を超えて包括的に相談できる体制の整備を図ります。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、適切な保健医療・福祉サービスの提供を図ります。
- 専門的な対応が必要な薬物依存や、特有の課題を抱えやすい女性などに対し、関係機関と連携して総合的な支援に当たります。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 悩みを一人で抱え込まず、身近な窓口へ相談しましょう。</li> <li>● 地域で支援が必要な人がいたら、民生児童委員や市役所などに相談しましょう。</li> <li>● 薬物乱用の危険性を理解し、あらゆる危険薬物に近づかないようにしましょう。</li> </ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談対応や適切なサービスの体制整備に努めましょう。</li> <li>● 誰でも気軽に集える居場所づくりを事業に取り入れましょう。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護、福祉、保健、医療などの各分野のサービス情報といった地域資源を一元的に管理・情報提供できるシステムを導入し、分野を超えた相談に包括的に対応できる体制を整備します。</li> <li>● 分野を超えて多機関で協働して支援体制を協議する仕組みの構築により、分野をまたがる課題を適切に支援に繋げる体制整備を検討します。</li> <li>● 保護司、民生児童委員、区などと連携し、福祉的支援が必要にも関わらずその声をあげられない方を能動的に掘り起こし、必要なサービス提供に繋がめます。</li> <li>● 成年制度の利用の促進を図り、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方の地域における自立した生活を支援します。</li> <li>● 専門的な対応が必要な薬物依存への支援のため、医療機関、福祉サービス事業所、民間支援団体等と連携し、治療や支援を受けやすい環境整備を図ります。</li> <li>● 市ホームページやポスター・リーフレットの設置を通じて、薬物乱用の防止を啓発します。</li> <li>● 女性の抱える様々な悩みごとの相談に対応する女性相談窓口の周知により支援の入口を確保するとともに、関係機関と連携した支援を図ります。</li> </ul>

## エ 学校等と連携した修学支援

### 【現状と課題】

非行等により少年院に収容され、社会復帰したのち、高等学校等へ進学しない人や、高等学校等を中退する人が依然として多く、それらに起因する孤立、必要な知識技能の習得機会の喪失等が再犯の要因の一つとなっていると考えられます。

学校等をはじめとした関係機関が連携し、非行を未然に防止するための取組はもちろんのこと、非行のあった少年が立ち直り、修学が図られるよう一体的な取組が重要です。

### 【施策の方向】

- 非行のあった少年の修学に向け、学校等と刑事司法機関の連携した支援を図るとともに、社会の中の居場所づくりなど、段階的な復帰など多様なアプローチを図ります。
- 学校等と連携し、少年の非行や薬物乱用防止に係る教育や体験談を伝える機会の創出など、若年時からの啓発を図ります。
- 少年の非行防止・健全育成のため、市民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回指導を推進します。
- 少年を地域ぐるみで見守る風土の醸成や、見守りを自発的に行うサポーターの養成、少年の居場所の確保など、個人と社会がつながる仕組みづくりを図ります。
- 世帯の困窮や家庭環境の変化など、非行の引き金となりうる子どもの周辺環境の改善のための支援を行います。

実施主体	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の子どもは地域で守り育てるという意識を高めましょう。</li><li>● 青少年健全育成に関心を持ち、イベントや講座に積極的に参加しましょう。</li></ul>
事業者・NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども食堂などの取組を通じて、子どもの見守りや非行少年の更生に協力しましょう。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止など多様な保健指導を推進するため、各学校において講演会や健康週間等を実施し、児童生徒が正しい知識に基づいた対応ができるよう指導の充実に努めます。</li><li>● 子ども特別対策推進員、家庭児童相談員（児童館長）を中心に、保育園、学校、児童相談所などの関係機関と連携した相談支援を行います。</li><li>● 「青少年健全育成市民集会」を開催し、市民総ぐるみで青少年の健全育成について考える機会を創出します。</li><li>● 家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみで児童生徒を見守る体制づくりを推進します。</li></ul>

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の特徴を活かした地区育成会活動の更なる充実を支援します。</li> <li>● 青少年の非行を未然に防止するための街頭補導活動や、青少年に有害な地域環境の実態調査、「青少年健全育成協力店」の登録活動により、青少年の健全な育成に向けた環境づくりを推進します。</li> <li>● 学習支援や生活改善など、生活困窮世帯への子どもの支援を行います。</li> </ul>
---	--

### ●数値目標

指 標 名	基準値【R3】	目標値【R9】
再犯者率	55.7%【R2】	全国平均以下※
「犯罪をした人等の立ち直りに協力したい」と思う市民の割合	32.0%	50.0%
協力雇用主登録事業者数（佐久管内）	68事業者	80事業者
再犯防止推進専門委員会による年間協議回数	0回	2回

※ R2の全国平均は49.1%

## 5 計画の推進体制

### （1）庁内推進体制

再犯防止に係る施策は、住まいや仕事、保健医療、福祉、教育、防犯など多くの分野にわたっています。

犯罪をした人等の抱える課題を総合的に捉え、重層的な支援につなげられるよう、これまで以上に関係部局間のつながりの強化を図るとともに、庁内の様々な事業に再犯防止の視点を反映しながら、安心・安全なまちづくりを進めます。

また、国や県の動向を注視しつつ、社会経済情勢の変化等に的確に対応しながら、本計画を着実に推進します。

### （2）関係機関・団体等との協働

更生保護関係団体、刑事司法機関、福祉・労働・教育の関連団体などとのつながりを持ち、常に情報共有、相互協力を図りながら、地域全体の協働により再犯防止の取組を推進します。

また、佐久市保健福祉審議会に「佐久市再犯防止推進専門委員会」を置き、関係者の参画を得て、計画の進行管理を図るとともに、当面する課題や対応について定期的に情報共有し、協議を行う機会を設けます。



## 資料編 (佐久市再犯防止推進計画策定の経過)

### (1) 審議組織

#### ◆ 佐久市再犯防止推進計画策定委員会

役職	氏名	所属団体等	任期
委員長	清水 信男	佐久地区保護司会 会長	
副委員長	小松 朋子	佐久市民生児童委員協議会 副会長	～ R4.11
	春日 利夫		R5.1 ～
	山浦 征雄	佐久市保護司会 会長	
	木村ゆき子	佐久市更生保護女性会 会員	
	高柳 健司	更生保護協力雇用主 代表	
	中澤 泰明	佐久警察署 生活安全課 課長	
	浅川 充代	佐久市社会福祉協議会 主任相談支援員	
	依田 智早	岩村田・東地域包括支援センター 管理者	
	廉澤 章	佐久公共職業安定所 統括職業指導官	
	横井 一夫	佐久市少年センター 専門補導員	
	大草 貞嗣	長野県弁護士会佐久在住会 代表	
	脇山 園恵	佐久大学 講師	
オブザーバー	西平 俊秀	長野保護観察所 企画調整課 課長	

## (2) 策定経過

### ◆ 委員会審議

開催日	会議名	会議内容
令和4年8月3日	第1回佐久市再犯防止推進計画策定委員会会議	骨子案審議
令和4年11月14日	第2回佐久市再犯防止推進計画策定委員会会議	素案審議
令和5年1月27日	第3回佐久市再犯防止推進計画策定委員会会議	最終案審議

### ◆ 佐久市議会

開催日	会議名	会議内容
令和4年9月22日	全員協議会	骨子案説明
令和4年12月9日	全員協議会	素案説明

### ◆ アンケート、パブリックコメント

開催日	実施状況	内容等
令和4年6月	市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：佐久市に住所を有する18歳以上の住民1,000人</li> <li>有効回答：437人</li> <li>回答率：43.7%</li> </ul>
令和4年9月～10月	パブリックコメント	骨子案について ・提出意見：なし
令和4年12月～令和5年1月	パブリックコメント	素案について ・提出意見：なし

### ◆ 庁内会議

開催日	開催会議	会議内容
令和4年5月23日	庁内検討会議	計画の概要協議、アンケート内容設定
令和4年8月下旬	企画調整委員会・幹事会	骨子案審議
令和4年10月11日	庁内検討会議	具体的な取組検討
令和4年12月上旬	企画調整委員会・幹事会	素案審議

第四次 佐久市地域福祉計画  
佐久市地域福祉活動計画

令和5年3月

---

発行／佐久市

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会

〒384-0414 佐久市下越16番地5 あいとぴあ臼田内

編集／佐久市 福祉部 福祉課

佐久市社会福祉協議会 福祉課

---



佐久市